

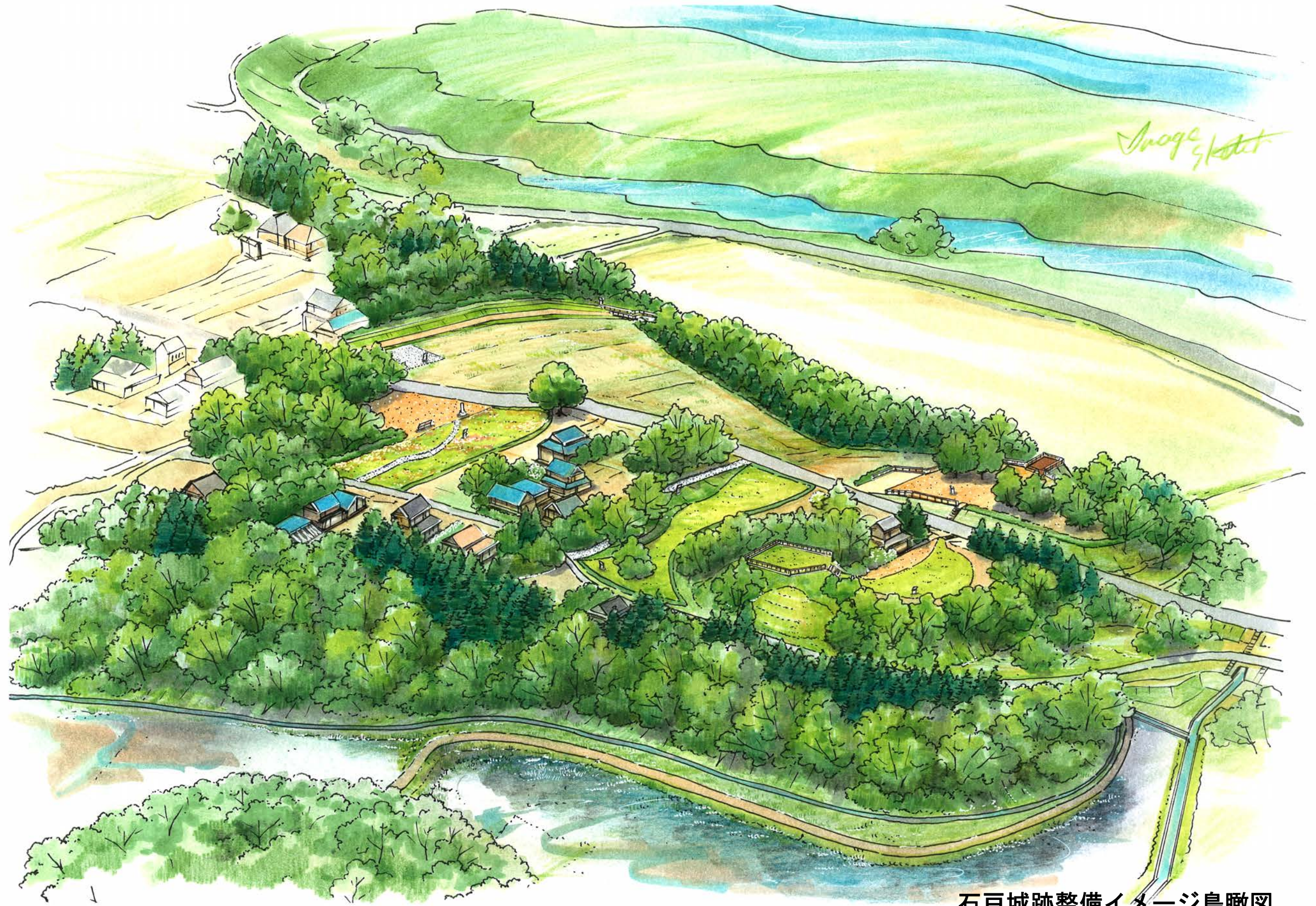
石戸城跡保存管理計画書及び石戸城跡整備基本計画書



石戸城付近 地引図 (明治初期)

平成25年3月

北本市教育委員会



石戸城跡整備イメージ鳥瞰図

あ い さ つ

北本市の西部に位置する石戸城跡は、中世における北足立地方最大級の城郭とも言われ、文献資料等からも上杉、北条、太田氏等の戦国武将と関係があったとされるなど本市の文化資産を代表する大変貴重な遺跡です。

三方を谷に囲まれた高台の眺望は大変優れたものがあり、特に、西に目を向けると荒川をはさんで南西部は川島町を越えて川越方面へ、また北西方向は東松山方面までを見渡すことができます。このことから、当時の石戸城が北足立地方の軍事拠点として重要な役割を担っていたであろうことが推測されるところです。

史跡・遺跡等文化財の整備活用にあたっては、文化財の持つ本質的な価値を明らかにし、その価値の保存を第一に図ることが重要ですが、石戸城の持つ歴史的価値や特徴を明確にすることで、学術的な保存・活用に留まらず、学校教育や生涯学習の場としての活用や地域の活性化においても大きな効果が得られるものと考えております。

このため、「石戸城跡保存管理計画及び整備基本計画検討委員会」を発足し、石戸城跡の望ましい将来像についてご意見をいただき、協議を重ねてまいりました。

本計画書は、これまでの検討結果と今後の保存管理と整備活用における基本方針をまとめたものです。石戸城跡につきましては、まだまだ、解明しなければならない点が数多くございますが、本計画書に基き、適正な保存管理を行い、必要な整備を実施することで、市民の皆様に親しまれる文化財として末永く後世に伝えてまいりたいと考えております。

最後になりましたが、本計画策定にご協力をいただきました地元の皆様並びに関係者の方々に厚く御礼を申し上げます。

平成25年3月31日

北本市教育委員会
教育長 小尾 富士雄

目 次

1.石戸城跡保存管理計画及び石戸城跡整備基本計画について	
1-1 計画の目的と位置	
1-1-1 計画の目的	1
1-1-2 石戸城跡の位置	2
1-2 計画の進め方と石戸城跡保存管理計画 及び整備計画検討委員会の設置	
1-2-1 計画の進め方	3
1-2-2 石戸城跡保存管理計画 及び整備計画検討委員会の設置	4
1-3 計画範囲の検討	
1-3-1 計画検討範囲	7
1-3-2 縄張りの検討	8
2.石戸城跡の概要	
2-1 石戸城跡の概要	10
2-2 歴史的背景	25
2-3 発掘調査の成果	36
2-4 自然環境	
2-4-1 地形概況	39
2-4-2 植生概況	41
2-5 法規制	50
3.保存管理計画	
3-1 保存管理計画の主な検討内容	54
3-2 保存管理を検討する上での課題	55
3-3 遺跡の価値	56
3-4 保存管理の基本的な考え方	57
3-5 遺跡の構成要素	
3-5-1 区分名	58
3-5-2 本質的な価値及びその他の構成要素	59
3-6 保存管理の方法	
3-6-1 保存管理区分	63
3-6-2 管理区分毎の管理手法	66
3-6-3 保存管理のルール	69

4.基本計画

4-1 基本計画の主な検討内容	71
4-2 整備を進める上での課題	72
4-3 基本計画の目標と基本方針	74
4-4 整備区分	76
4-5 動線整備	
4-5-1 外部からのアプローチ	78
4-5-2 城跡内の動線	80
4-6 施設計画と平面配置	82
4-7 造成計画	84
4-8 雨水排水計画	85
4-9 ゾーン整備とその他の整備内容	87

5.事業計画と今後の課題

5-1 管理運営計画	94
5-2 事業計画	94
5-3 今後の課題	95

1. 石戸城跡保存管理計画及び石戸城跡整備基本計画について

1-1 計画の目的と位置

1-1-1 計画の目的

石戸城跡は、北本市の南西部荒川沿いに位置し、古くからその所在や上杉、北条、太田氏等の戦国武将と関係があったことが知られ、江戸時代（元禄期）に作られた絵図には、概ね6つの郭に区画された縄張が明瞭に描かれている。

このように石戸城跡は本市の中世を象徴する遺跡として遺存状態が良好なことから、昭和44年10月埼玉県選定重要遺跡に指定された。

城域が4万㎡におよぶ城の全貌はいまだに不明な部分が多いものの、地域のまちづくりに欠くことの出来ない重要な資産であることから、その歴史的価値に鑑み、将来に亘り遺跡の保存管理を行うための基本方針、遺跡整備にかかる基本構想を検討し、遺跡の一部公園化や遊歩道の整備等を図ることとなった。

また、遺跡・史跡等の適正な保存・管理は、多様な潜在的価値を十分に顕在化させることで、学術的な保存・活用に留まらず、魅力あるまちづくりや自然環境の保全においても大きな効果が得られるものとする。

一方、遺跡、史跡等は、所在する地域の長い歴史の中で育まれてきた地域固有の資産であり、そこから地域文化や生活環境が生み出されている。それらの遺跡、史跡を保存・管理していくにあたっては、地域の人たちがこれまで守り続けてきた歴史的環境をどのように将来に伝え、地域住民の日常生活にどのように活かしていくのか等について十分な議論を重ね、合意形成に努めることが重要である。

策定計画の名称

石戸城跡保存管理計画

石戸城跡整備基本計画



石戸城跡全景（平成5年撮影）

1-1-2 石戸城跡の位置

石戸城跡はＪＲ高崎線北本駅から南西約３．７ ｋｍの距離に位置し、北本市の南西端に所在する。行政区上は北本市石戸宿６丁目地内にあり、遺跡の西側は荒川低地が、北から東側には開析谷が台地を画しており、遺跡は狭長に伸びた舌状台地の先端部に占地している。

■位置図



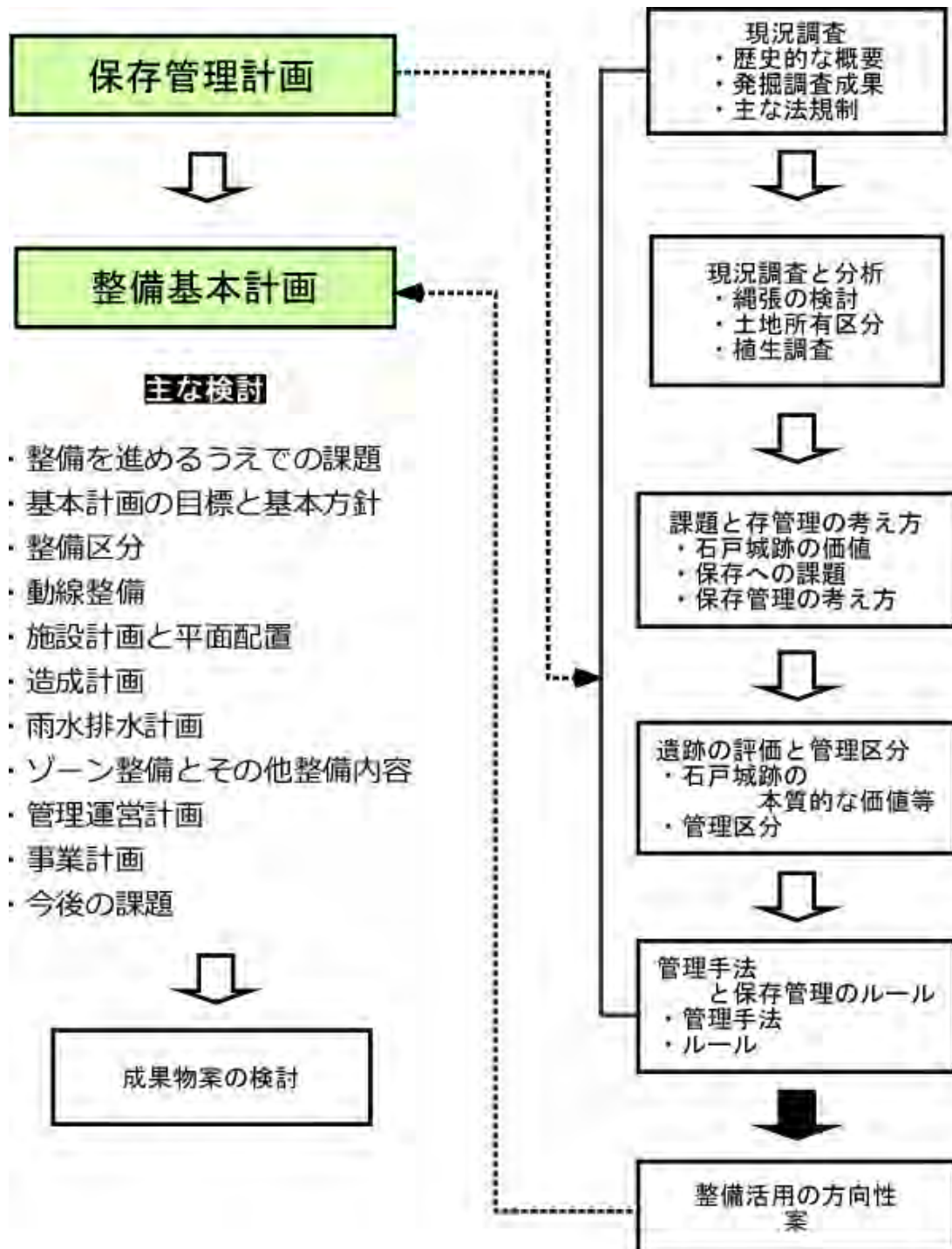
1-2 計画の進め方と石戸城跡保存管理計画及び整備基本計画検討委員会の設置

1-2-1 計画の進め方

石戸城跡保存管理計画および石戸城跡整備基本計画の進め方を次のように設定する。

事業前半では、石戸城跡の歴史的な位置づけやその価値を明確にして、保存管理の目的、価値を担保する手法と活用について検討を図り、その後は課題の解消を検討ながら、整備基本計画として、城跡の保存活用について具体的な展開方法の検討を図る。

■事業の段階的な進展と進め方



1-2-2 石戸城跡保存管理計画及び整備基本計画検討委員会の設置

埼玉県教育委員会の指導を得て、選定重要遺跡「石戸城跡」を適切に保存し、次世代に継承していくことが重要であるとの視点から、石戸城跡の歴史、城跡の性格や構造的な特徴の把握と保存への課題、整備の有り様を検討するため、「石戸城跡保存管理計画及び整備基本計画検討委員会」を発足させた。

■石戸城跡保存管理計画及び整備基本計画検討委員会委員

	委員名	選出理由
1	田代 脩	知識経験者（埼玉大学名誉教授）
2	梅沢太久夫	知識経験者（埼玉県文化財保護協会副会長）
3	下村 克彦	知識経験者（北本市文化財保護審議会副会長）
4	鈴木 莊二	地権者代表
5	松島 修一	地権者代表
6	井野俊太郎	石戸宿自治会長
7	堂本 泰章	埼玉県立自然学習センター指定管理者 （埼玉県生態系保護協会事務局長）
8	今西 和夫	市民経済部長
9	山田 琴子	埼玉県教育局市町村支援部生涯学習文化財課（オブザーバー）

石戸城跡保存管理計画及び整備基本計画検討委員会委員会設置要綱

（設置）

第1条 埼玉県選定重要遺跡に選定されている石戸城跡の保存管理計画及び整備基本計画について検討するため、石戸城跡保存管理計画及び整備基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を検討する。

- (1) 石戸城跡の保存管理及び整備基本計画に関すること。
- (2) その他石戸城跡の保存管理及び整備基本計画に関し必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員9人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 当該地区土地所有者
- (3) 当該地区自治会代表者
- (4) その他教育委員会が必要と認めた者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長は、委員の互選により決定する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。

5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(任期)

第7条 委員の任期は、委嘱の日から検討結果を教育委員会教育長へ報告するまでの期間とする。

(謝礼)

第8条 委員が会議に出席した場合には、予算の範囲内において謝礼を支払うことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育部生涯学習課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

(附則)

1 この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

2 この要綱による最初の委員会は、第5条第1項の規定にかかわらず教育委員会教育長が招集する。

石戸城跡保存管理計画及び整備基本計画検討委員会開催の経過

【第1回 石戸城跡保存管理計画及び整備基本計画検討委員会】

日 時 平成24年8月25日

会 場 北本市文化センター第3研修室

主な検討内容 (1)事業の目的・年度計画について
(2)石戸城の概要と発掘調査の成果
(3)保存管理の課題と今後の進め方について

【第2回 石戸城跡保存管理計画及び整備基本計画検討委員会】

日 時 平成24年11月3日

会 場 北本市文化センター第5会議室

主な検討内容 (1)石戸城の現況について
縄張りの想定 遺構の現況 自然環境調査結果
(2)保存方針について
石戸城の価値 保存管理の基本的な考え方
遺跡の評価 管理区分の考え方
管理手法及び保存管理のルール
(3)整備活用の方針について

【第3回 石戸城跡保存管理計画及び整備基本計画検討委員会】

日 時 平成24年12月8日

会 場 北本市学習センター集会室

主な検討内容 (1)保存管理計画のまとめ
(2)整備活用の課題について
(3)整備活用方針について
(4)整備活用計画について
(5)整備基本計画について
ゾーン区分整備 動線整備 平面整備

【第4回 石戸城跡保存管理計画及び整備基本計画検討委員会】

日 時 平成25年2月2日

会 場 北本市学習センター集会室

主な検討内容 (1)整備基本計画のまとめ
(2)事業計画と今後の課題について

【第5回 石戸城跡保存管理計画及び整備基本計画検討委員会】

日 時 平成25年3月16日

会 場 北本市学習センター集会室

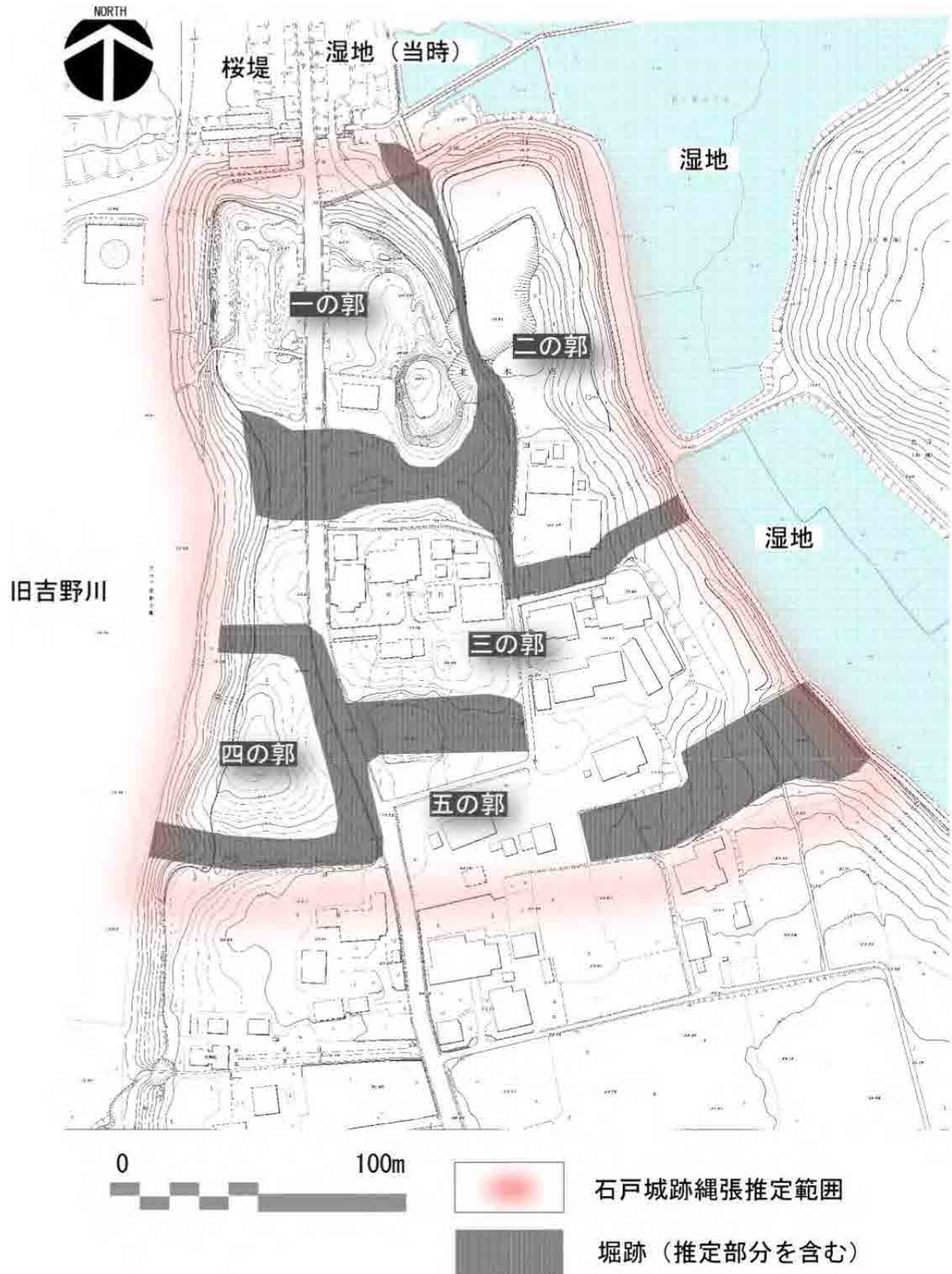
主な検討内容 (1)パブリックコメントの結果について
(2)平成25年度以降の事業予定について

1-3 計画範囲の検討

1-3-1 計画検討範囲

検討する石戸城跡の範囲は、現在までの検討から次のように設定した。

■計画検討範囲



1-3-2 縄張りの検討

歴史

本城は戦国時代には岩付城の付城として機能していたようで、大永5年（1525）岩付城主太田資頼は家臣渋江三郎の後北条氏への内通により本城へ逃れ、6年間在城したと伝えられる。また永禄6年（1563）の松山城後詰めの際、上杉謙信が「石戸着陣」と述べた陣城に比定される。太田氏にとっては、本城の松山城に対する向城として重要な役割を担っていたようである。

遺構

城は、大宮台地の西端の北に延びる舌状台地先端部を掘り切って築城されている。舌状台地の東、北、西は6～9mの急崖となっており、西は荒川河川敷となるが、元禄10年の絵図では台地直下に荒川の流路が描かれている。北と東は深い溺れ谷になる。城郭の備えは南側の石戸宿との間を大きく掘りきっている堀切と、台地上の空堀・土塁によって行われている。埼玉県立歴史資料館（現・埼玉県立嵐山史跡の博物館）の実測で、確認できる城域は南北250mに及ぶ。本城は近世に行われた「ドロッケ」による河川敷からの客土（ヤドロ）が行われており、城域内には多量の「ヤドロ」が遺構を被覆している事が知られている。南端の堀切跡などはこれによって完全に埋没しており、石戸城の遺構は一の郭を含め、全体に不明瞭なところが多い。

そのため今後の調査成果によっては、現状で観察される城跡の姿が大きく変わる可能性が高い。

現状観察された石戸城の大凡の遺構は次の通りとなる。

- ・南端には堀切と見られる幅広の窪地が存在し、これは幅20～40m程の堀切が喰違いに置かれたとみられるが、市道西側の堀切は上幅10m程と狭い。この堀切の形は内枘形構造を示すと考えられるところがある。
- ・その西端は15×30m程の範囲が若干高なり、空堀がめぐる四の郭とされるが、北側まで囲画するかどうかは不確定である。
- ・台地東縁部は段築され井戸のある幅5～10mの帯郭となり、台地北端部の腰郭に連なる。上部には二の郭が置かれる。
- ・一の郭は台地先端部に置かれ、略方形であり、60×70mの規模となる。東南部に櫓台と見られる基壇が備えられる。この一の郭は南部に「オオタニ」と呼ばれる大規模な堀が「かねの手」に置かれ、二の郭・三の郭との間を掘り切っている。二の郭との間のこの堀切は現在市道となっている。
- ・南部の「オオタニ」部分は市の調査で一の郭側の肩部落ち込みが確認され、深さは4、5m以上で堀底の確認はできていない。
- ・二の郭は先端部が土取され、大きく破壊されているが、狭長の郭で一の郭の櫓台と見られる遺構の存在を考えると、一の郭への進入路をなしていた可能性が高い。第二次調査区の南に空堀の存在が指摘されるが、その存在が確認されれば、堀の西端部と想定される部分には虎口が想定される。
- ・出土遺物はカワラケを主に灰釉小皿・緑釉小皿・小札などが若干出土し、その年代は15世紀末から17世紀までの年代観を示し、その主体は16世紀代のものである。

『関係古文書』 江戸時代の古文書のうちに、石戸城を描いた古文書三点があることが、市史編さん室の調査で明らかになった。

元禄10年6月 下石戸上村・下村と荒井・高尾・小松原の秣場論所裁許状(北本市教育委員会蔵) この文書は、元禄年間に当地方で発生した秣場をめぐる争論に対し、幕府が調停した取り決めを表す資料であり、裏書きに争論にかかる詳細な村絵図を載せている。この文書中、裏書きの石戸城跡のところには「城山」と書き、北側に三つに区画された本丸とみられる部分、南西隅に二つの郭を書いている。

この外郭線の南側は70～80mにわたって空地となっていたようである。城の西南には、天神社、放光寺、八幡神社がある。南側には、街道の両側に建ち並ぶ石戸村の家並みも書いている。

■秣場論所裁許状裏絵図一元禄10年(1697) 北本市教委蔵



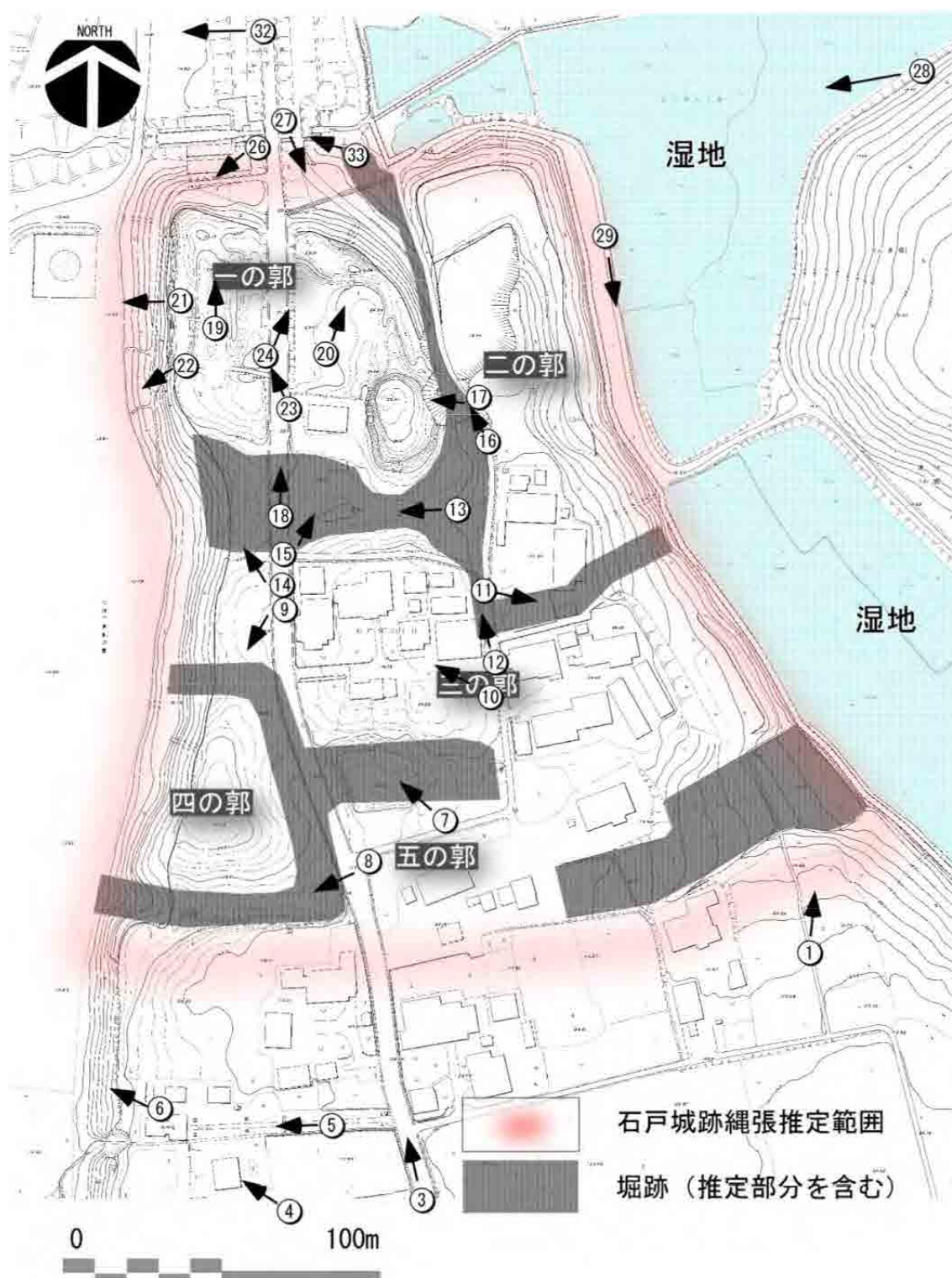
2. 石戸城跡の概要

2-1 石戸城跡の概要

ここでは、石戸城跡の現状況について、次の写真で概観する。

■写真撮影位置図

なお、写真②、③①、③④、③⑤、③⑥の位置は、別図周辺の関連施設位置図に記した。





①三の郭 南面の堀跡遠景

堀跡は概ね畑地で、東側の湿地に面した一部はスギ・ヒノキ林である。



②石戸宿 桜堤通り

絵図等に記載のある一帯であるが、地割に特徴があるものの、古い民家等が並ぶ町並みではない。



③石戸城跡南面 正面景観

桜堤通りの両側には家並みが続き、城跡の正面を広く望むことはできない。



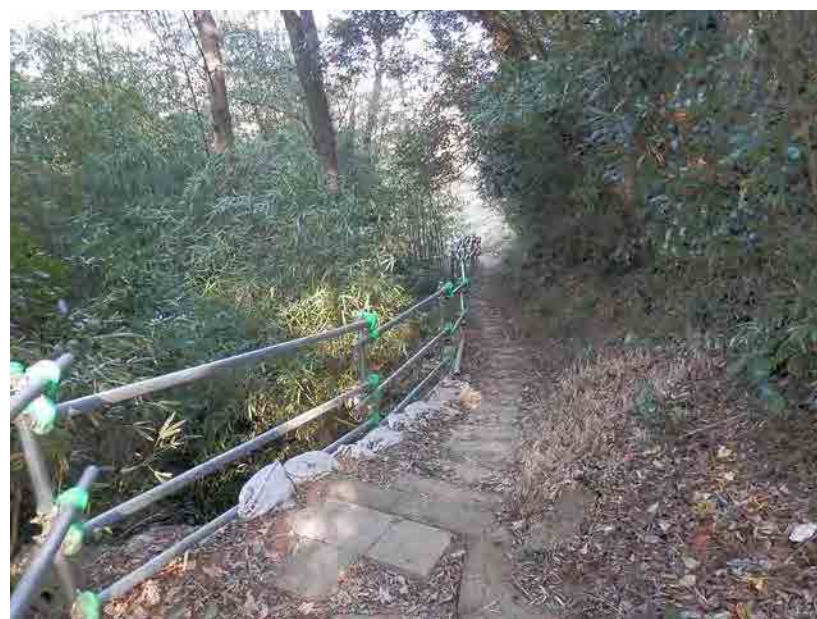
④放光寺

写真左側が枝垂れ桜。



⑤放光寺

写真右が市天然記念物のムクの木。なお、正面社殿の奥に荒川河川敷に至る通路があり、渡し場跡と言われている。



⑥荒川河川敷に至る通路



⑦五の郭跡

正面に市保護樹木のモチノキがある。樹木手前の窪地状の地形付近が堀跡と推定される。



⑧四の郭跡 南面の堀

樹木がある付近が堀跡で約1mの窪地状となっている。樹木はケヤキ、シラカシの群落。



⑨四の郭跡全景（北側から）

現状は樹園地と畑地であり、絵図に見える堀の起伏はない。



⑩三の郭跡（西側）

現状は宅地と畑地であり、郭内に進入することはできない。



⑪三の郭跡（東側）

現状は宅地であり、東側の斜面部はケヤキ・シラカシの群落である。ここも郭内に進入することはできない。



⑫三の郭跡の道路から北を望む

三の郭全景を見通せる視点場はない。写真正面の道路が下がる付近からが一の郭と二の郭間の堀地形である。



⑬オオタニ（西側から）
写真右側の地形が三の郭。
雪が残る面が堀跡である。



⑭オオタニ（西側）
現状は畑地である。写真の
道路は桜堤通りでクヌ
ギ・コナラ林が見えるこ
ろが一の郭である。



⑮オオタニ越しに一の郭
を望む
写真の手前がオオタニで
宅地が三の郭手前まで続
いている。民家右側の樹木
がある付近が、一の郭南東
の檜台状の地形である。



⑩一の郭東側の堀跡

空堀の右側は二の郭の斜面
地で約1 mの比高がある。



⑪一の郭東側の堀跡

土採りにより地形が大きく
失われている。



⑫一の郭正面景観

南側から見る景観である。
堀等による地形の変化も
小さく、縄張区分を感じる
ことはない。



⑭一の郭北側の林

現在、この場所の積極的な土地利用はなく、クヌギ・コナラの林になっている。以前に手洗所があった付近は樹木少なく開けているが、荒川側には樹木があり、風景が開けた場所は少ない。



⑯一の郭東側の郭内

第3次、第4次の発掘調査が行われた箇所である。現在ここは雑种群落地で、民有地であるが、積極的な土地利用は行われていない。



⑰一の郭西側から見る荒川側の景観

樹木が多く、風景が見えにくい。



㊼閉鎖された階段

以前に手洗所が一の郭にあったため、花見の時期等に利用されていた。



㊽一の郭を貫通する市道 (桜堤通り)

切土開削された市道で、道路の両側に切土面が残っている。



㊾一の郭の東側の空間

道路の両側には樹高のあるスギ等が生育している。



㊦一の郭の北側からの景観
桜堤を通して見る石戸城跡
の景観。



㊦一の郭の北側（西側）地形
切岸と腰郭にも見えるが遺
構か否かは不明。



㊦一の郭の北側（東側）地形
大きな腰郭にも見えるが遺
構か否かは不明。



⑳二の郭の東側遠景

北本自然観察公園から続く園路から見える石戸城二の郭東面の景観。



㉑一夜堤と城跡へつながる園路

湿地の水の動きに合わせた板敷の園路、この付近まではバードウォッチャー等が頻雑に訪れている。



㉒自転車道から天神下公園を通して見る石戸城跡

県央サイクリングロードであるが、石戸城跡を迂回するように敷設されている。



③①横田薬師堂

桜堤の北側に位置する。この西下付近に湧水群が位置する。



③②天神下公園の駐車場

北方面から車両で石戸城跡に来訪する際の駐車場に想定できる。ここには手洗所もある。



③③桜堤に設置されている水門

石戸城の北側に位置している。



③④国指定天然記念物「石戸
蒲ザクラ」

堀ノ内館跡内に位置する
東光寺境内地に所在し、春
の開花時期には多くの人が
訪れる。



③⑤「石戸蒲ザクラ」付近に
所在する駐車場

石戸城北側から続く湿地
を埋めたもので、この付近
から、自然観察公園に向か
う園路が設定されている。



③⑦北本自然観察公園学習
センター

年間を通じて多くの人が
訪れる公園である。また、
このセンター2F から石戸
城二の郭東面がほぼ正面
に見える。

■土地所有区分図

石戸城跡の河川区分と関わる範囲は国有地で、二の郭の大半は県有地（北本自然観察公園敷地）である。これ以外の市道や水路を除く範囲は民有地である。

この民有地のうち三の郭跡の多くは宅地であり、四の郭と五の郭は畑地や樹園である。土地利用上の顕著な点は、一の郭に積極的な土地利用が小さいことである。



■周辺の関連施設位置図



なお、図中の②、③①、③④、③⑤、③⑥置は 2-1 石戸城跡の概要の写真位置を示す。

2-2 歴史的背景

石戸城は北条・武田・上杉等の戦国大名をはじめ、上田・太田氏等の北武蔵の武将と関係をもった大宮台地上における最大級の城郭といわれている。しかし、その名が比較的知られてはいるものの、築城からその後の変遷については不明な点が多い。

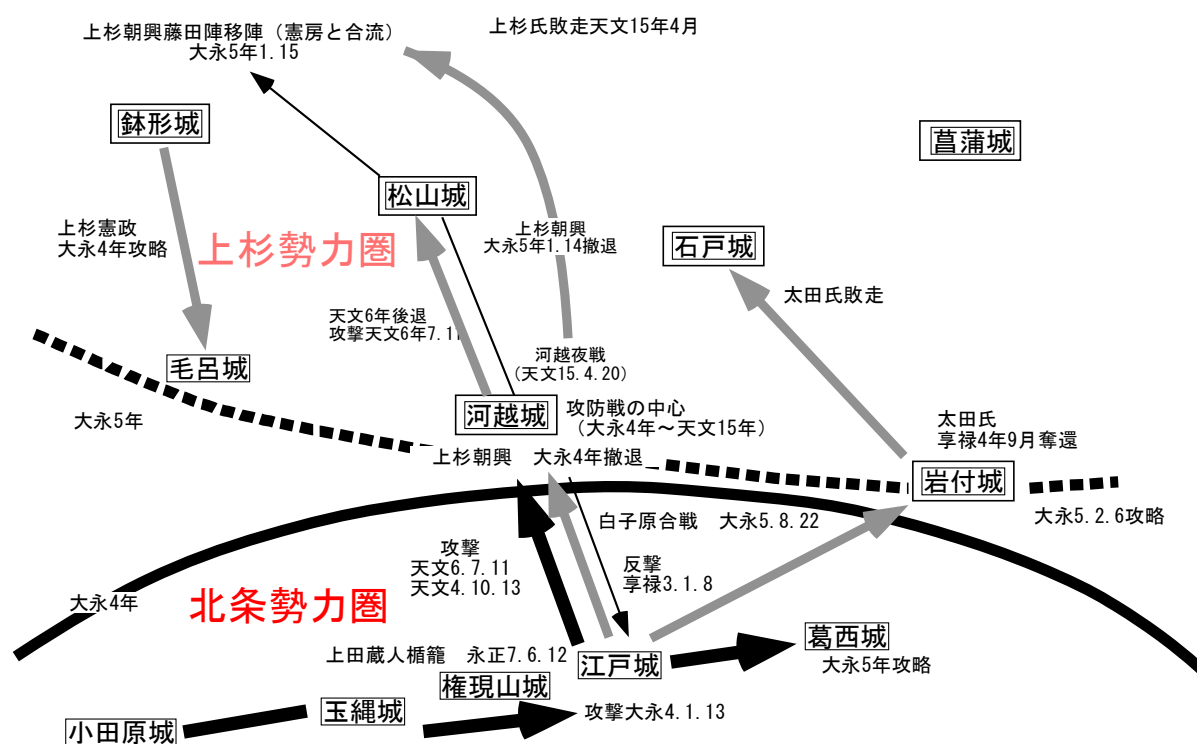
15世紀半ば、古河公方足利成氏と扇谷山内両上杉氏との争乱の折、足利氏が関宿・栗橋・菖蒲城を築いて古河の西方に備えを置いたのに対し、上杉氏は河越・岩付・江戸城を太田道真・道灌親子等によって築城し、上野・北武蔵の守りを固めたとされる。この時期、北本市域を支配していたのは、現在の岩槻市を拠点として上杉氏に与していた太田氏である。

その後、天文年間になると、太田氏は後北条氏と争いながら、大宮台地を中心とした独自の分国支配を確立し、石戸城はこの頃に上杉・太田氏方の軍事拠点の一つとして築城されたと考えられ、一説には岩付城と松山城を結ぶ中継基地の役割を果たしたともいわれる。

後北条氏については、大永4年(1524)4月、相模国当麻宿(相模原市当麻)へ伝馬役の規定を定めた制札を出しているが、この中に「いしと(石戸)」「もろ(毛呂)」の地名が見えている(関山文書)。後北条氏の武蔵国進出において、石戸城の攻略が視野にあったらしいことと、同城が軍事的及び交通の拠点として重要な位置にあったことを示している(井上、1994)。

翌大永5年(1525)2月には、岩付城は家臣渋江三郎による北条氏綱への内通によって落城する(上杉家文書)。伝承では城主であった太田資頼は、6年後に再び城を奪還するまで間については、石戸城において再起を図ったともいわれている(新編武蔵風土記稿)。

■後北条氏進出経過関係図(出典: 関東争奪史 松山城合戦: 梅沢 太久夫 著 より転載)



永禄5年(1562)11月、北条氏康は、武田信玄の来援を受けて太田資正の支配する松山城（吉見町）を包囲した。永禄年間の北条氏康、上田朝直、太田資正の松山城争奪をめぐって、石戸城は太田氏にとって重要な向城となっていた。敗色の濃い太田氏は上杉輝虎（後の謙信）に救援を求め、輝虎はすぐさま関東出陣を開始し、厩橋（前橋市）から翌年2月初めに石戸城に着陣している。しかし、その直前に松山城が陥落していたため、謙信は目的を達せられず2月11日には退陣しており（伊藤本文書・白河証古文書）、石戸城の逗留は極めて短期間のことであった。永禄7年武田信玄の西上野侵攻に呼応するように、北条氏康、氏政父子は北関東への出陣を開始し同年9月には石戸、河越に着陣する（白川文書）。ここにおいて市域での太田氏の勢力は頓挫し、石戸城や周辺地域はこれ以降後北条氏の支配に入ったと考えられる。（大村.1990）。

なお、石戸城をめぐる攻防については、『関八州古戦録』（静嘉堂文庫）に記載されており、永禄5年(1562)秋、北条氏政の下知を受け、鉢形城主北条氏邦は石戸城を攻めたが、毛利丹後守の奮闘により容易に落城しなかったとのくだりがある。また、同城の東側に現在も残る「一夜堤」は、北条氏が築いたものだと言われる。

■石戸城関連の記録一覧

西暦	和暦	内 容	出典
1524	大永4年	北条氏綱は玉縄・小田原から石戸・毛呂への伝馬役賦課については、虎の印判状の所持を求める。	関山文書
1525	大永5年	北条氏綱は、太田資頼の岩付城を落とす。	上杉家文書
1563	永禄6年	北条氏康が松山城奪取の成功と上杉輝虎の退陣を結城義親に知らせる	白川証文書
1563	永禄6年	上杉輝虎が2月上旬に石戸城へ着陣する。	伊藤本文書
1564	永禄6年	北条氏綱・氏政父子が9月に小田原を出陣し、石戸、河越に着陣する。	白川文書

参考

西暦	和暦	内 容	出典
1525	大永5年	岩付城主太田資頼は、家臣渋江三郎の裏切りにより石戸城へ逃れる。	新編武蔵風土記稿
1562	永禄5年	北条氏政の命により、鉢形城主北条氏邦が石戸城を攻める。	関八州古戦録

位置

石戸城跡は大宮台地の北西端のあり、J R高崎線北本駅の南西方3.5 kmに位置している。城跡の西側は荒川低地の崖線が走り、荒川越しに三方に眺望が優れ、西方には吉見町から東松山市など比企地方を一望のもとに見渡せ、その彼方には秩父山地を遠望することができる。南方には川越市方面の武蔵野台地を、そして北方には荒川中流域越しに群馬県の西部方面の山々も望むことができる。

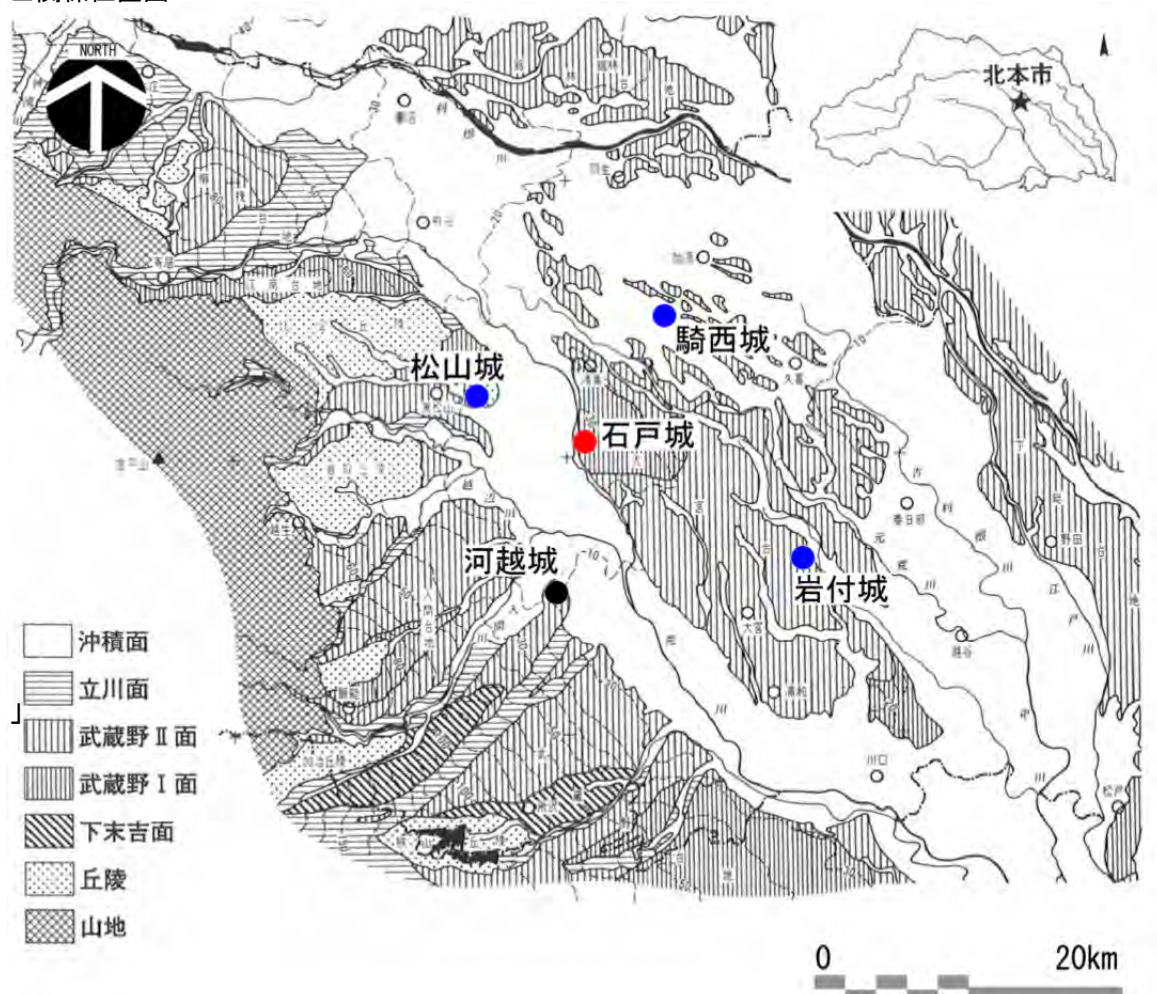
城の北側から東側にかけては深い樹枝状の谷が入り込んでおり、急峻な崖に画されている。したがって、石戸城は三方を高い崖に囲まれた自然の要害の地に築かれたのである。

城の建物が築かれた台地面はおおむね平坦であり、標高は24～26 mを測る。いっぽう、荒川(江戸時代初期までは和田吉野川)の旧流路は、城跡の西側直下を蛇行して流れていたとみられ、現在でもその流路跡が断片的に残存している。

北側から東側へ入り込んだ谷は、荒川の支谷で城跡の北側で谷筋を分枝しており、谷幅は谷底で50～100 mある。この谷は、現在は泥深い湿田となっているが、城として機能していたころは水濠であった可能性が大きい。現谷底面の標高は13 mもあって、大宮台地に刻まれた谷のなかでも、最も深い谷であるということができる。

近在の城との位置関係については、石戸城の本城である岩付城が南東方19 kmにあり、また敵対関係にあった松山城は西北西へ8キロメートルにあり、騎西城は東北東12 km、忍城は北方15 kmにある。北条氏の支城鉢形城は、北西へ30 kmにある。

■関係位置図

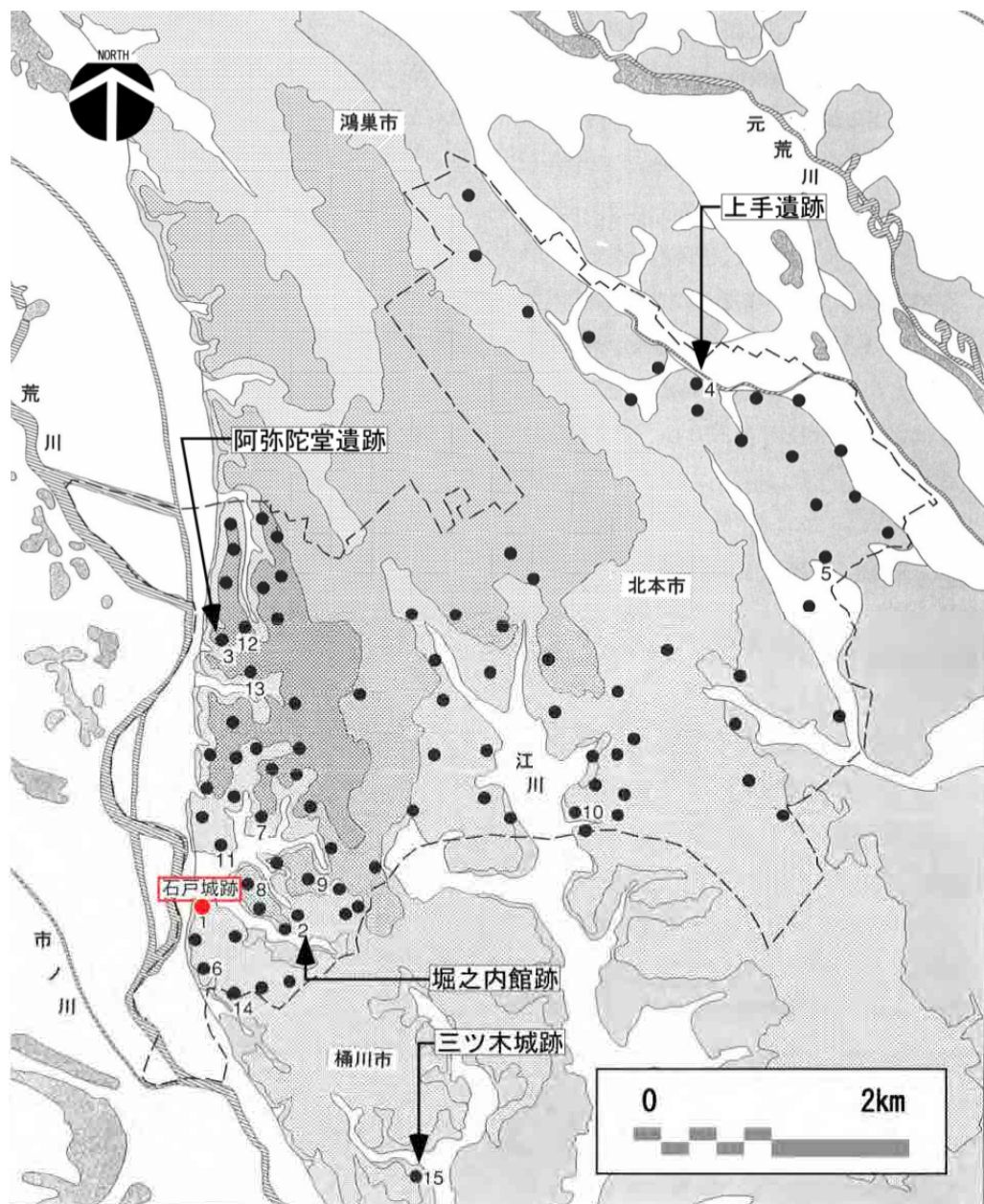


周辺の中世の主な遺跡

市域における中世城館跡のうち、中世前半を代表するものとしては御家人石戸氏の居館と目される石戸宿の堀ノ内館跡(磯野. 1995)、その近縁者の居館と推定される高尾の阿弥陀堂遺跡(大宮館跡)がある(磯野. 1997)。戦国期を含む中世後半の城館跡としては、古市場の上手遺跡(上手館跡 吉川. 1990)、中丸の大久保館跡が知られているが、ともに岩付太田氏に仕えた在地武士層の居館と考えられており、要塞としての機能が優先される城郭は石戸城のみである。また、石戸城の南2 km には桶川市川田谷の三ツ木城(埼玉県立歴史資料館. 1988)が所在しており、三角形のプランを呈する堀と土塁が遺存している。

■石戸城跡周辺の地形と遺跡位置図

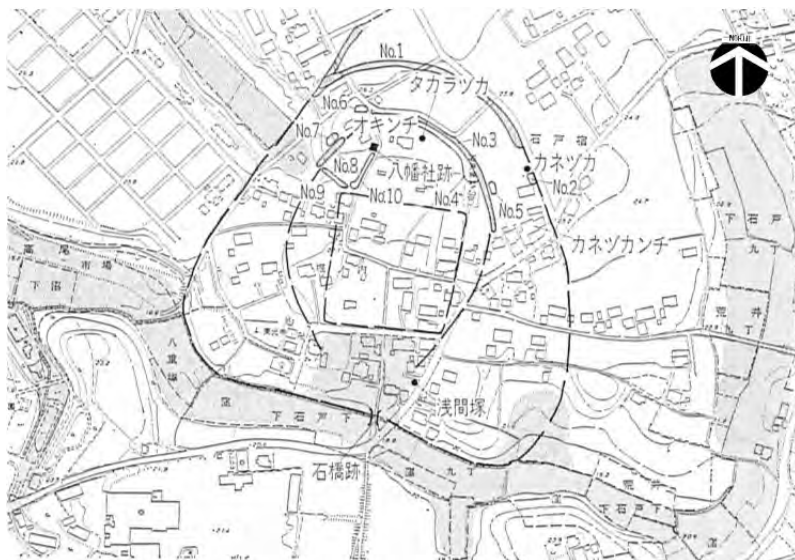
1	石戸城跡	2	堀ノ内館	3	阿弥陀堂遺跡	4	上手遺跡	5	大久保遺跡
6	下宿遺跡	7	問屋坂遺跡	8	諏訪山北遺跡	9	八重塚遺跡	10	榎戸遺跡
11	市場遺跡	12	八幡遺跡	13	宮岡遺跡	14	庚塚遺跡	15	三ツ木城跡



堀ノ内館跡

堀ノ内館跡は東光寺の境内一帯に比定されるが、その築城年代等は不明瞭な点が多い。館は荒川低地から東に入り込んで伸びてくる2本の樹枝状谷の谷頭部近くにあつて、その開析谷を利用して立地している。

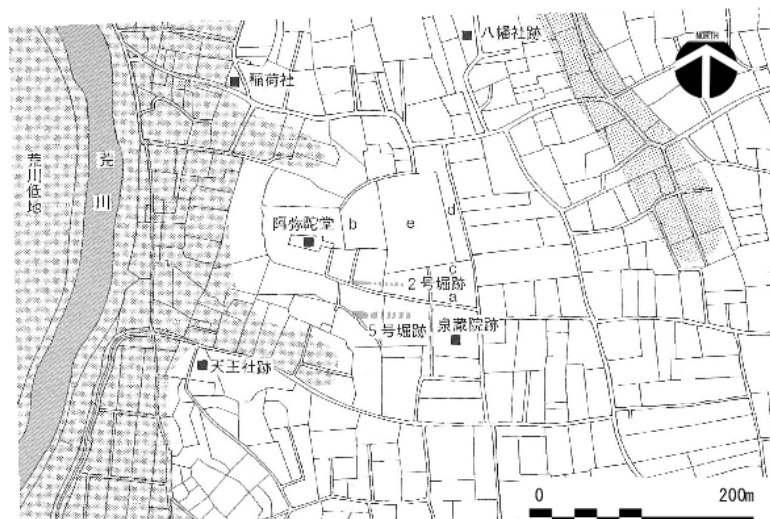
館の縄張りは、中心部に方形の本郭があつて、その外側に二ノ郭、三ノ郭が南側の開析谷を底辺として三角状にとりまいていたようである。全体の大きさは東西（南辺）400m、南北350m、面積は約11万㎡と推定される。



阿弥陀堂遺跡（大宮館跡）

阿弥陀堂遺跡は荒川左岸の崖線へ小さく突き出した舌状台地上に位置する。館の南北には小支谷が、東方には支谷の谷頭部が囲繞しており、谷系の展開を意識した展開である。また、館の周辺には伝鎌倉街道（上野道）・松山道・騎西道等が縦横しており、さらに崖線下の荒川（旧和田吉野川）の存在からも、交通の要衝に位置することが知られる。

なお、館の構造は不明瞭であるが、発掘調査で確認された3・5号堀の存在から居住空間を中心においた「回」字状を呈し、西側の舌状台地には信仰空間が付属していたと想定される。両堀から検出された陶磁器類により、本館の造営は13世紀前半代には遡るものはないと思われるが、このため堀ノ内館跡とは同時期に併存したことになる。両館は約2kmと至近距離にある。



上手遺跡（上手館跡）

市内の古市場1丁目から宮内5丁目にかけて所在する。館跡は大宮台地に北東部にあって、赤堀川低地から西方へ分岐した枝谷の南側に立地している。交通上は旧の岩槻街道から約200m北へ離れた地点である。

この館跡に係わる古記録としては、江戸時代後期の「武蔵志」に「古市場古塁 古市場村ニ在地形西北深田 東南平地ナリ 城主不詳」とある。土塁の囲郭形態が1～2町の方形囲郭という形態をとっているが、発掘調査による遺物群は16世紀代に比定される。

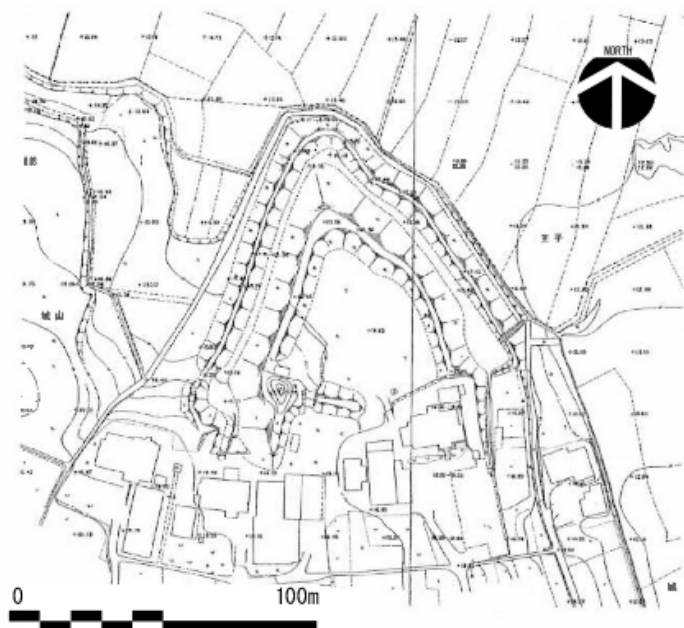
なお、残存遺構は中心と考える郭の土塁と堀の一部が残っている。



三ツ木城跡

三ツ木城は石戸城とともに岩付城の支城の一つといわれ、大宮台地縁辺部に位置している。城郭は、現在の桶川市川田谷支台の東縁部に北に張り出した舌状部を掘り切るように造られている台地の先端部を堀と二重の土塁で囲んだ三角形を呈する特殊な形態を持つ城郭で、南部は内側土塁西側半分が残存している。

主郭の広さは約2100㎡、南側基底部最大60m、西側辺長80m、東側辺長80mのほぼ隅円三角形を呈し、土塁間の上幅は約15～20m、底幅3mであるが、広いところでは8mを測る。



城の記録・伝承

石戸城に関する古記録のうち、城主、伝承、城の形態などを伝えるものはその多くが近世期に編まれた文献である。記載された内容については歴史的事実として判然としないものが含まれるが、それぞれについて以下に示す。

『新編武蔵風土記稿』(1830 年成立)

扇谷上杉氏の家人である藤田八右衛門を城主と伝える。

大永 5 年(1525)、岩付城主太田資頼は、家臣渋江三郎の北条氏康への内通により岩付城を追われ、石戸城に逃れると伝える。資頼はこの 6 年後には岩付城を奪還したといわれ、この間については石戸城にて再起を図ったとされる。

『関八州古戦録』(1726 年成立)

永禄 5 年(1562)、北条氏政の下知を受けた鉢形城主北条氏邦が秩父・鉢形勢を率いて「足(石)戸ノ砦」を攻撃したことを記している。また、この戦の時に氏邦が石戸城北側の深田に一夜にして土橋を築き城に攻めのぼったという伝説があり「一夜堤」と呼ばれる堤跡も残っている。

『武蔵志』(1830 年成立)

石戸天神山古城と称して、中世前期の御家人石戸左衛門尉の居城であるとも伝える。

『秣場論所裁許状』(1697 年成立)

元禄年間に市域でおこった、村ごとの秣場をめぐる争論に対しての幕府が調停した示す史料である。これら裁許状には境界や取り決めについて作成され、争論にかかる証拠書類としての詳細な絵図が付された。この絵図中に石戸城域も記され、城の縄張りについて伺うことができる。なお、絵図面については 3 部が現存し、それぞれの石戸城にかかる表現に若干の違いが見られる。

①北本市教育委員会蔵資料

石戸城については「城山」と表現されている。これによれば舌状台地の端部に 5 区画の郭を設けた連郭式の縄張りが見て取れる。城の南部には天神社、放光寺、八幡神社が描かれ、街道の両側に整然と並ぶ家並みも描かれている

②矢部洋蔵家所蔵資料

この文書は①の写しであり、石戸城跡は、北に本丸とみられる郭とその南に二ノ丸とみられる郭を書き、そして南辺に三つの郭も描いている。南限には堀らしき二本線も書かれている。

③野原恵次家所蔵資料

この文書は、②と同時に書かれた写しであり、基本的にほとんど②と変わらないが、石戸城跡に関して言えば、南辺の三つの郭の形が少し異なっている。

■下石戸上村・下村と荒井・高尾・小松原三か村の秣場論所裁許状（宮内 野原恵次家所蔵）



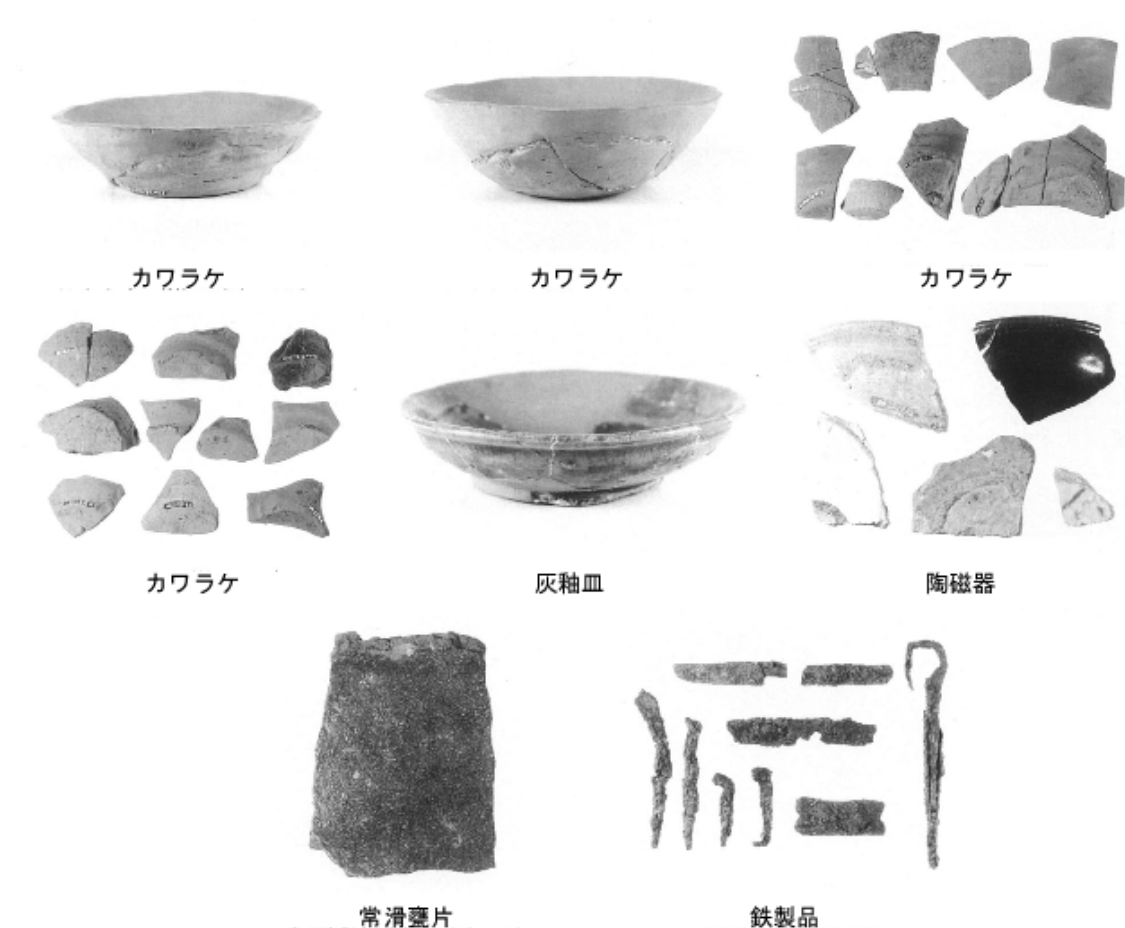
築城年代と居住者

前述した石戸城の築造年代は、囲郭形態からして室町時代後期すなわち戦国時代であると推察される。このとき城主は、『新編武蔵風土記稿』の中においては扇谷上杉氏の家人藤田八右衛門としている。また、岩付城主太田資頼が岩付城を追われたとき、石戸城に逃れていることが同じく『新記』にみられ、事実とすれば大永5年(1525)には、石戸城は存在していたことになるが、いずれも現状では不明といわざるをえない。

石戸城の占地する土地は、大宮台地の西縁を南北に走る要路で、地元で伝鎌倉街道と呼称される古道も走っており、「石戸渡し」を渡れば比企地方にも通じる、まさに交通上の要衝である。

過去の発掘調査の成果により確認された遺物群については、瀬戸・美濃の天目茶碗、灰釉皿、志野系の皿、舶載染付皿の他、在地系のカワラケが多く出土している。天目茶碗、灰釉皿は口縁部が外反する端反りのものである。また、カワラケはすべてがロクロによる製品であり、底径にくらべ口径が大きくほぼ直線的に外反する器形が多い。これらの陶磁器類は、およそ16世紀を主体とし、15世紀後半から17世紀前半までの年代幅を有する。

■平成6年度 第3次調査区より出土した中世の遺物



石戸宿

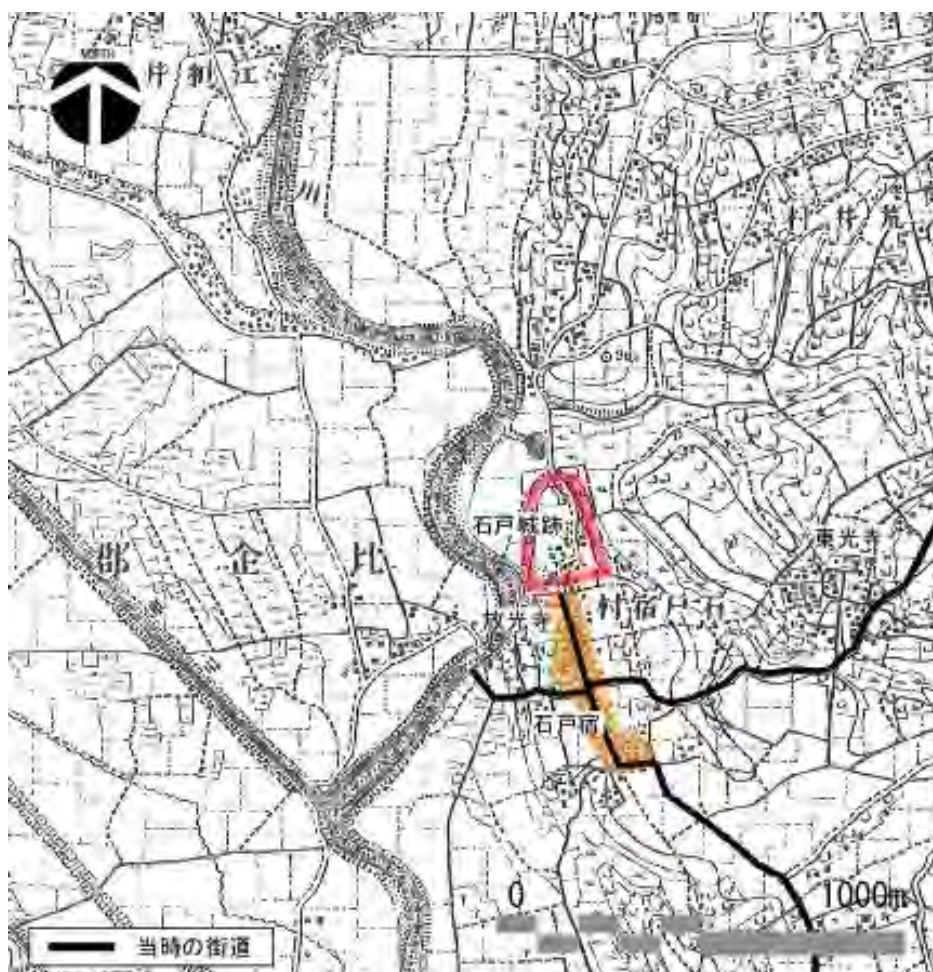
石戸城の南側には街道沿いに開かれた街村型集落が展開し、石戸宿の地名が残っている。集落の中心を南北に貫く道路は、地元では鎌倉街道として伝えられている古道である。この道は中世前期に整備された上道と中道とをつなぐ羽根倉道の支道と考えられ、現在の上尾市付近で北上して上野国へ至る幹線と想定されている。

石戸城との位置的關係から、現在の町並みの下には戦国期の中世都市が存在すると予想されてきたが、平成10年度の下宿遺跡第2次調査では16世紀代の集落遺構の一部が検出され、その存在が明らかとなっている。具体的には掘立柱建物、倉庫、地下室が確認され、遺構からは銭、瀬戸・美濃系の灰釉陶器、すり鉢、カワラケなどが出土している。

ここでは、短冊状に東西方向で区切られた地割りは柵列状に囲われ、西端に近い部分で区画に直行するように南北方向で低い土塁状の高まりを設けている。また、地下式坑や板碑によって入り口部を閉塞された竪穴状遺構も確認されている。土塁は居住空間と葬送域を分断するようにも使われていたようであるが、宿並の防衛機能を担っていた施設であるかは判断できない。ただし、これらは石戸城下を構成する都市空間の稀少な調査例として重要な知見である。

石戸宿は、石戸城が機能した期間においては、城下集落としての性格を有していたはずであるが、街村形態や宿を冠する大字名から、集落形成が「宿」を母体とした可能性も否定できない。現在においても城跡に近い街道北側を「上宿」と呼び、南半部を「下宿」としていることもあり、城を意識した町場機能の役割があったのかもしれない。

■迅速図（拡大）



■昭和32年航空写真



2-3 発掘調査の成果

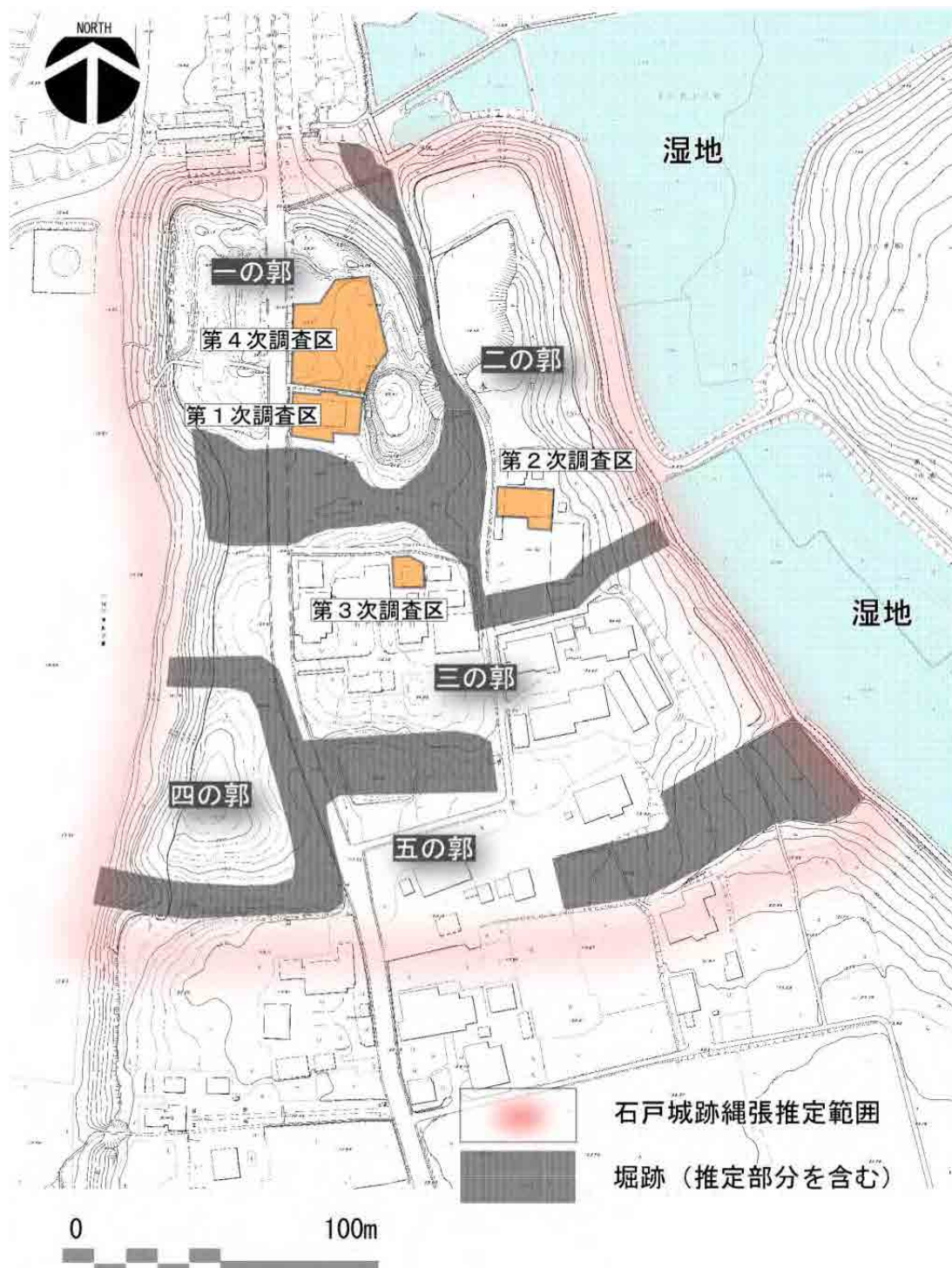
石戸城跡における発掘調査は次のような成果が確認されている。

【主な調査】

石戸城跡の発掘調査の経緯

- | | | |
|--------|-------------|-------------|
| ・第1次調査 | 332㎡（調査面積） | 昭和54年（住宅建設） |
| ・第2次調査 | 180㎡（調査面積） | 平成6年（住宅建設） |
| ・第3次調査 | 120㎡（調査面積） | 平成6年（住宅建設） |
| ・第4次調査 | 3000㎡（調査面積） | 平成23年（学術調査） |

■年度別調査位置図



石戸城跡においては、上記のとおり都合5回の考古学的調査と周辺調査を行い、推定縄張り図を作成した。出土遺物は概ね15世紀中ころから17世紀にかけての年代幅を有しているが、調査範囲はほぼ城域の北東部に限られるため、城域全体についての考古学的調査は不十分で、ここにおいて縄張り等を明らかにしてはいない。

また、現状見られる城跡の景観は、江戸時代を通じて畑や林に改変された姿であることも確認された。これらは中世の城跡のイメージと大きく違ったものであり、復元・保存管理にあたっての課題のひとつと考える。

過去の調査における成果と概要

石戸城跡は、過去に3次に亘る発掘調査と2回の内容確認調査が行われており、城域の縄張りに関わる所見や郭内にあったと考えられる建物群について、一定の成果が得られている。



堀跡(オオタニ)調査状況【第1次調査】

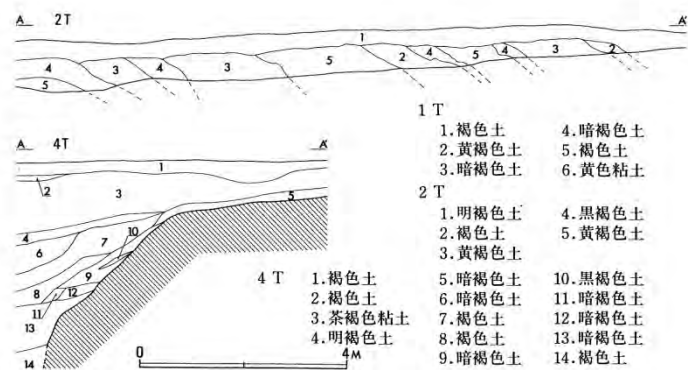
第1次調査(昭和54年)

石戸城「本郭」の南を画する大規模な堀跡(通称「オオタニ」)の一部を検出し、およそ4.5mを掘り下げたが底面を確認するには至らなかった。

城郭を構成する重要な施設である堀の規模について知見を得た調査であり注目された。

中世城館跡調査(昭和61年)

埼玉県立歴史資料館(当時)による調査で、本郭南東隅に現存する基壇状遺構の調査が行われた。その結果、黒色土やローム土を突き固め人工的に構築されていたことが明らかになった。また、同時に城跡斜面部分に腰郭や井戸跡、荒川低地から登るS字状の通路跡などを確認した。



基壇状遺構土層堆積図【中世城館跡調査】

第2次調査(平成6年)

第1次調査で検出された「オオタニ」が台地中央付近で西から北へ向かって方向を変える屈曲部分を検出した。

これによって本郭の区画がほぼ確定し、石戸城の縄張り復元について大きな成果を得た。



堀跡(オオタニ)コーナー部【第2次調査】

第3次調査(平成6年)

この調査で初めて城の構造物に関わる遺構が検出されている。

建物の構築にあたっては、ローム層直上付近まで旧表土の掘削を行い、その後に黒褐色土を搗き固めて地業し、地盤の造成を行っていた。

生活面上には焼土の堆積が確認され当該地が何らかの理由によって火災に遭っていたことが確認された。またその上層には火災面をパックするように厚い粘土質ロームによって盛土されていた。この二つの造成面の明らかな時間差は城の修築、廃城にかかる手がかりとして注目された。



造成土堆積状態【第3次調査】

内容確認調査(平成23年)

「本郭」における建物等の構築物の痕跡を確認した。具体的には、4棟以上と思われる掘立柱建物跡である。また、建物の方向や検出された土層レベルから建物を二つのグループに分けることが可能であり、建物として機能した時間差を確認することができた。それぞれ出土遺物から古い建物群は15世紀の中ころ、新しいものを16世紀中ころと考えた。また3次調査と同様に、数回の盛土造成も確認された。



掘立柱建物跡検出状態【内容確認調査】

今後の精査において第3次調査において検出された盛土遺構との対比が可能であると思われる。なお、出土遺物として銅製の懸仏が検出されている。

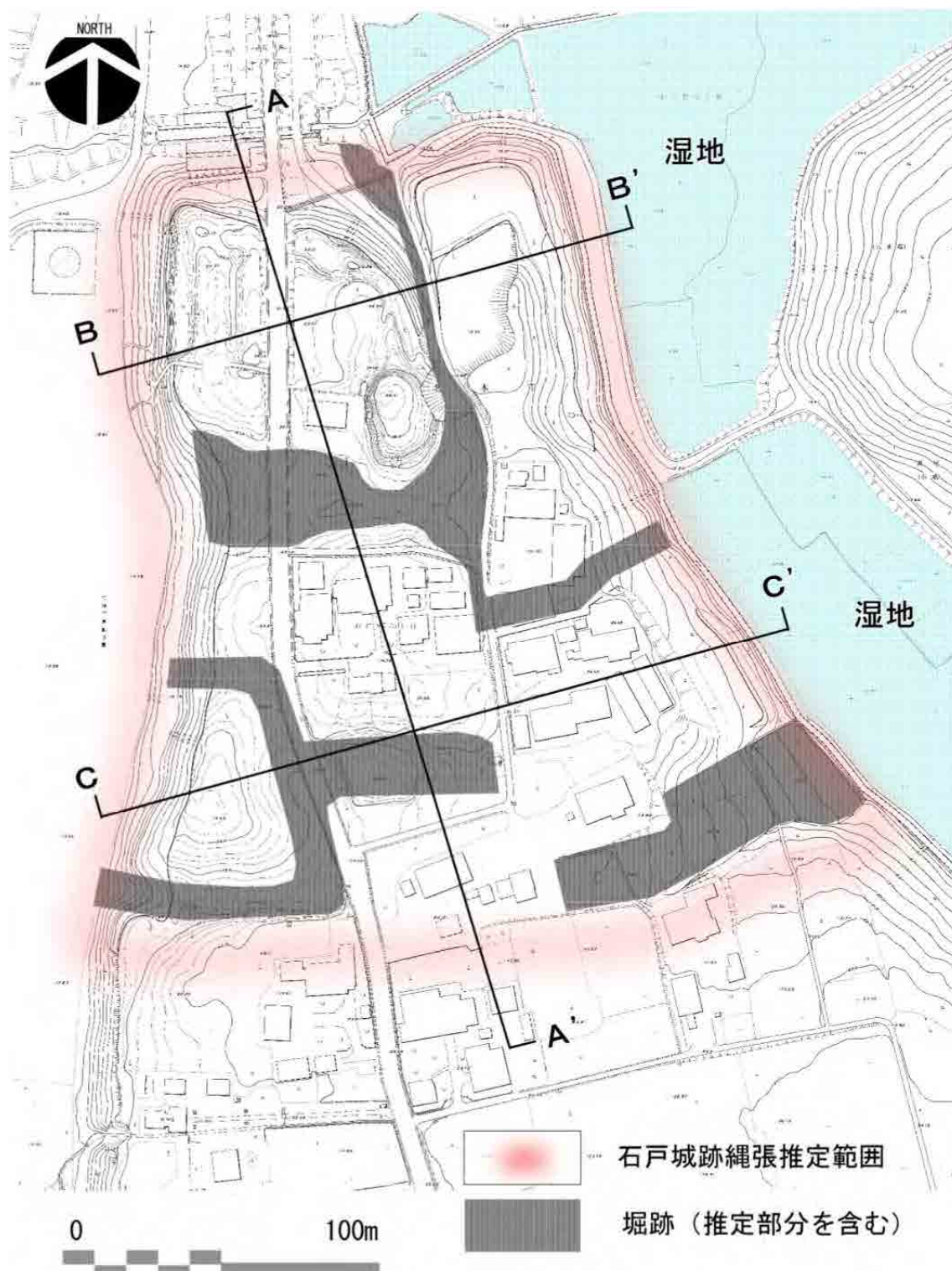
2-4 自然環境

2-4-1 地形状況

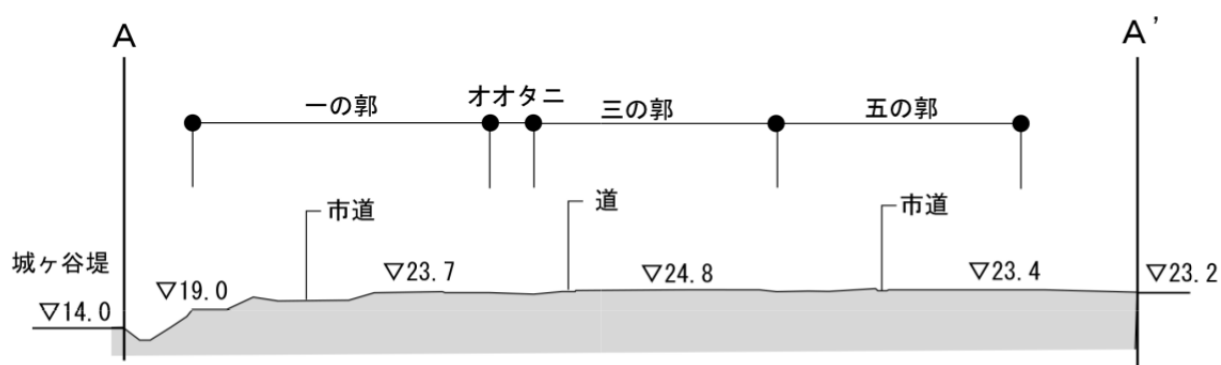
現在の石戸城跡には堀や土塁等の普請構造物を地表に見ることはできないが、西側にて低地の荒川河川敷が広がり、東側には谷津が深く入り込んでいる。

全体地形の起伏は少なくほぼ平坦である。

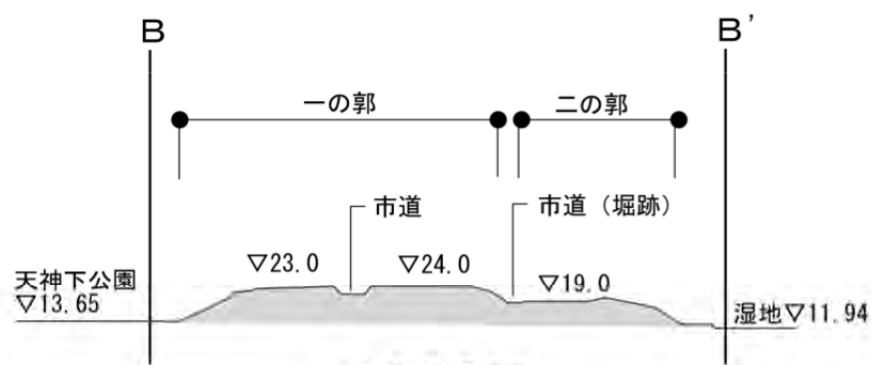
■地形概況の縦断面図位置図



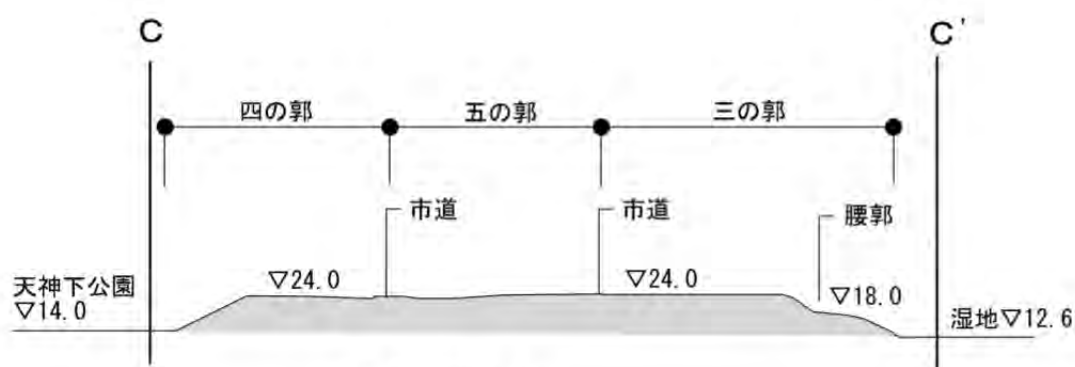
■縦横断図



■ A-A' 断面図



■ B-B' 断面図



■ C-C' 断面図



2-4-2 植生概況

調査地である石戸城跡の範囲は台地と低地および斜面地からなっている。

台地の樹林地はケヤキ、シラカシ、コナラ等の落葉広葉樹林が生育しており、群落高 20m 程度の高木林である。また、樹園地、畑地、住宅地が広く分布している。ケヤキ・シラカシ群落は石戸城跡のやや東側に多く分布している。

低地は石戸城跡の周囲に少し分布している。東側ではクヌギ・コナラ群落および開放水域、西側ではソメイヨシノ植栽となっている。

斜面地は石戸城跡の東・北・西側の三方にあり、植生は東側と北側においてケヤキ・シラカシ群落、スギ・ヒノキ群落が目立ち、西側ではクヌギ・コナラ群落が広く分布している。

今回の調査（平成 24 年 9 月 29 日）において確認した植生と自然度は以下のとおりである。

植生区分	群落名	自然度
VII ヤブツバキクラス域代償植生	シイ・カシ二次林	ケヤキ・シラカシ群落
	落葉広葉樹二次林	クヌギ・コナラ群落
	タケ・ササ群落	アズマネザサ群落
IX 植林地・耕作地植生	植林地	スギ・ヒノキ植林
	竹林	モウソウチク・マダケ林
	耕作地	路傍・空地雑草群落
		樹園地（栗、柿）
		ソメイヨシノ・イチヨウ植栽地
		畑地
X その他	市街地等	緑の多い住宅地
		市街地（道路等）
	開放水域	開放水域

■石戸城跡航空写真（北東より）平成 5 年度撮影



■現況植生図



位置	植生	位置	植生
1	ケヤキ・シラカシ群落	7	畑地
2	クヌギ・コナラ群落	8	路傍空地雑種群落
3	スギ・ヒノキ植林	9	アズマネザサ群落
4	モウソウチク・マダケ林	10	緑の多い住宅地
5	ソメイヨシノ・イチョウ植栽	11	市街地等（住宅地。道路）
6	樹園地（クリ・カキ）		

植生区分毎の状況

主な植生区分毎の主な群落について整理する。

	【ケヤキ・シラカシ群落】 河岸の斜面地などにみられる常緑広葉樹・落葉広葉樹混交の人為的影響のある群落。 東側の斜面を中心に、台地上にも分布していた。
	【クヌギ・コナラ群落】 台地、丘陵に成立する落葉広葉樹の二次林。 西側の斜面を中心に台地上にも分布していた。
	【アズマネザサ群落】 伐採跡地、河川堤防上等に成立するアズマネザサが優占する群落。 斜面上部の伐採跡地に分布していた。



【スギ・ヒノキ植林】

常緑針葉樹のスギ、ヒノキの植林。石戸城跡内において単独あるいは混植にて広く植栽されている。



【モウソウチク・マダケ林】

モウソウチクとマダケが混生し、東側斜面のケヤキ・シラカシ群落に囲まれて分布していた。



【路傍・空地雑草群落】

台地上の伐採跡地ではオオアレチノギク等が生育しており、道路際の草刈り直後の草地ではアシボソ属等が生育していた。

大径木および目立つ木

石戸城跡において大径木および目立つ木を選定した。

大径木の選定基準は胸高直径50cm以上のものとし、選定した樹木は胸高直径と樹高を測定した。選定した樹木の一覧は以下のとおりである。

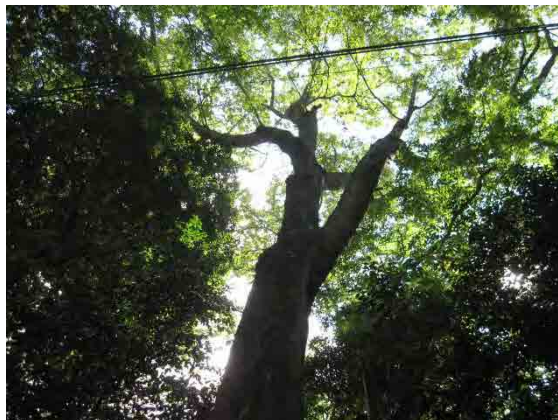
選定した樹木は合計21本となっており、約半数をケヤキが占めていた。なお、No.13 モチノキやNo.15 ケヤキは北本市保護樹とのプレートが掲出されていた。

表 大径木および目立つ木目録

No.	和名	胸高直径	樹高	備考
1	ケヤキ	90	20	
2	キリ	55	16	
3	コナラ	55	18	
4	ケヤキ	70	21	
5	クヌギ	60	18	
6	ケヤキ	65	18	
7	イチョウ	55	15	
8	イチョウ	60	15	
9	スギ	55	15	
10	ムクノキ	55	19	
11	ケヤキ	88	11	
12	ケヤキ	55	20	
13	モチノキ	64+34+53	6	3本に枝分かれ 北本市保護樹
14	ケヤキ	60	21	
15	ケヤキ	90	21	北本市保護樹
16	クヌギ	65	22	
17	ケヤキ	55	20	
18	ケヤキ	55	20	
19	ケヤキ	80	20	
20	ケヤキ	80	20	
21	ムクノキ	90	18	



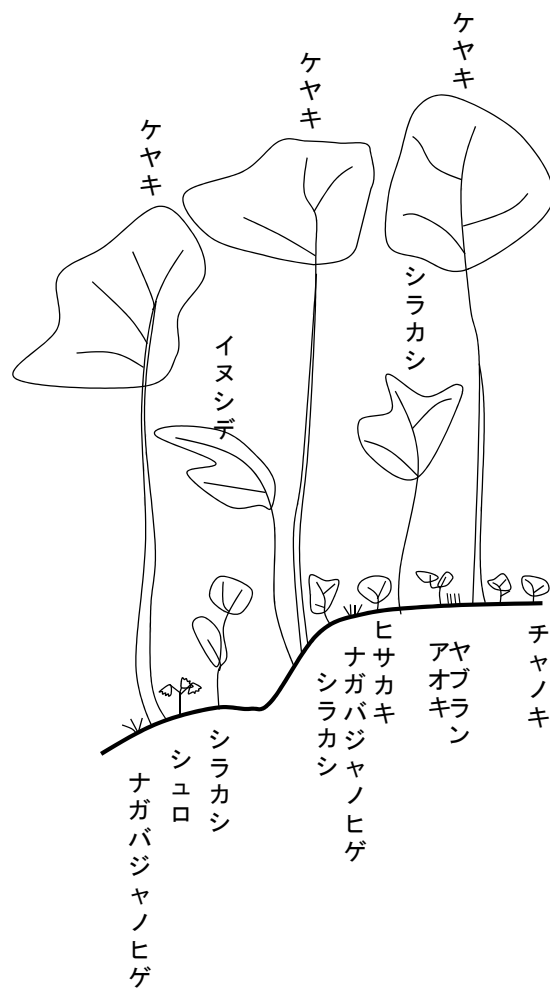
No. 13 モチノキ



No. 15 ケヤキ

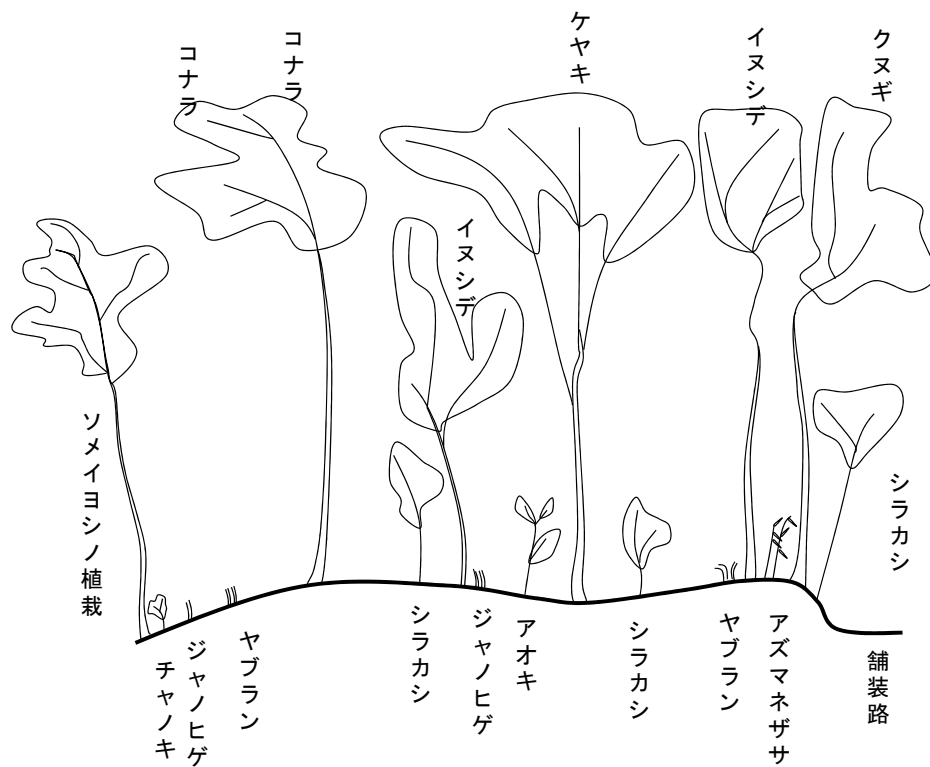
【ケヤキ・シラカシ群落植生断面模式図】

階層	高さ(m)	植被率(%)	被度・群度	主要種(○は優占種)
高木層	～21	85	4・4	ケヤキ (○)
			1・1	シラカシ
亜高木層	～10	50	3・3	シラカシ (○)
			1・1	イヌシデ (○)
低木層	～6	60	3・3	シラカシ (○)
			2・2	ヒサカキ
			2・2	シュロ
			2・2	アオキ
			+	ネズミモチ
			+	コブシ
草本層	～0.5	30	3・3	ナガバジャノヒゲ (○)
			1・1	ヤブラン
			+	キツタ
			+	エゴノキ
			+	アケビ
			+	ベニシダ



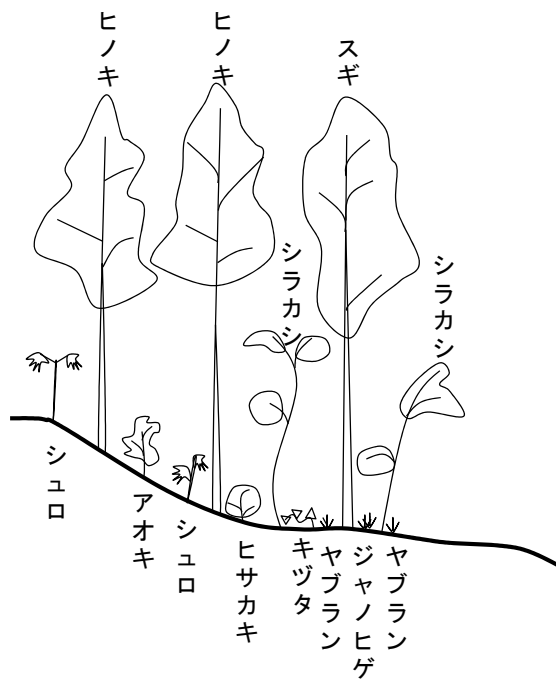
【クヌギ・コナラ群落断面模式図】

階層	高さ(m)	植被率(%)	被度・群度	主要種(○は優占種)
高木層	～20	90	4・4	コナラ
			2・2	イヌシデ
			1・1	クヌギ
			1・1	ケヤキ
亜高木層	～14	10	1・1	イヌシデ (○)
			+	シラカシ
低木層	～1.2	3	4・4	シラカシ (○)
			1・2	アズマネザサ
			1・1	アオキ
			1・1	シロダモ
			+	キツタ
			+	シュロ
			+	ヤブムラサキ
			+	ヤマウグイスカズラ
			+	ヒサカキ
			+	チャノキ
草本層	～1.0	0.3	3・3	ジャノヒゲ (○)
			3・3	ヤブラン (○)
			1・2	キツタ
			1・1	ナガバジャノヒゲ
			+	アケビ
			+	ヤブコウジ
			+	イチョウ
			+	スイカズラ
			+	ムクノキ



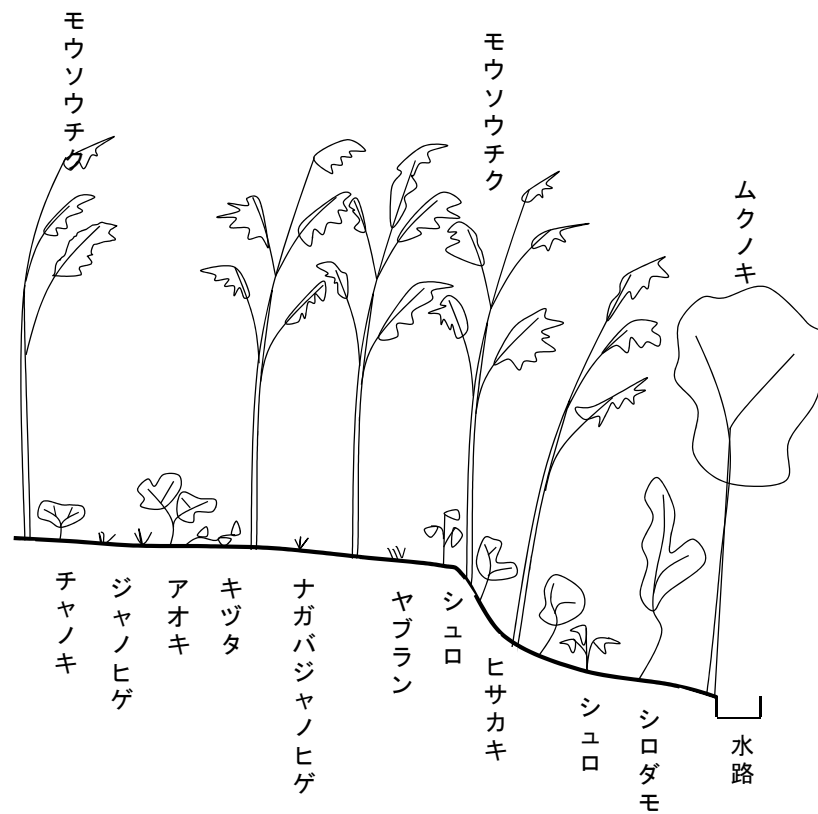
【スギ・ヒノキ植林断面模式図】

階層	高さ(m)	植被率(%)	被度・群度	主要種(○は優占種)
高木層	～18	70	3・3	ヒノキ (○)
			3・3	スギ
亜高木層	～10	60	3・3	シラカシ (○)
			1・1	シュロ
低木層	～5	30	3・3	シラカシ (○)
			1・1	シュロ
			+	ヒサカキ
			+	アオキ
草本層	～0.3	5	1・2	キツタ
			1・1	ジャノヒゲ (○)
			1・1	ヤブラン
			+	アケビ
			+	アオキ
			+	ナガバジャノヒゲ
			+	ヤブコウジ



【モウソウチク林断面模式図】

階層	高さ(m)	植被率(%)	被度・群度	主要種(○は優占種)
高木層	～20	90	4・4	モウソウチク (○)
			+	ムクノキ
亜高木層	～			なし
低木層	～3	40	3・3	シュロ (○)
			1・1	ヒサカキ
			1・1	アオキ
			+	ネズミモチ
草本層	～1.2	40	3・3	チャノキ (○)
			3・3	ナガバジャノヒゲ
			1・2	キツタ
			1・1	シュロ
			+	ヤブラン
			+	シロダモ
			+	ジャノヒゲ



2-5 法規制

石戸城跡の北・西・東法面は、都市公園の区域である。その他は城跡を含み市街化調整区域である。

また、城跡の西側には荒川の河川境界が設定されている。

■北本都市計画図（抜粋）



■河川区分図

この境界から城跡外側は国有地等である。一般的に河川域内では、土地の掘削・盛土又は切土
その他土地の形状を変更する行為（耕耘を除く）や工作物（建築物等）の新築又は改築の制限が
生じる。史跡内での整備が本区域に影響を与える懸念があるときは事前協議が必要である。



■埋蔵文化財包蔵地

は石戸城跡を含む周辺一帯の文化財包蔵地である。文化財保護法では、周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等（掘削や盛土、極端に重い物を設置する等）の開発行為をする場合には、都道府県・政令指定都市等の教育委員会に事前の届け出や通知が必要とされている。

また、工事中に新たに遺跡を発見した等の場合にも同様である。



■土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

石戸城跡の南側、放光寺や天神社の西側の荒川崖面一帯は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されている。

(平成 25 年 1 月 22 日 告示)

位置図



3. 保存管理計画

保存管理計画を進めるにあたり、次のような課題が想定される。

3-1 保存管理計画の主な検討内容

保存管理計画は、遺跡の価値を明らかにし、これを保護していく視点から、現状を調査分析して土地の管理方法、現状変更の取り扱いの基準や土地公有化の方向性について検討整理を行う。

また、整備等の将来構想を踏まえた遺跡の姿を想像できる保存管理計画とする。

■保存管理計画の流れ

保存管理を検討するうえでの課題（3-2）

前章までの整理内容を踏まえ、保存管理の検討を図るうえでの課題について整理する。

遺跡の価値（3-3）

多様な側面を持つ石戸城跡の特徴を、石戸城跡の価値として整理する。

保存管理の基本的な考え方（3-4）

ここでは石戸城跡の現状や保存管理への課題、遺跡の価値を踏まえ、保存管理を推進するための基本的な考え方を設定する。

遺跡の構成要素（3-5）

城跡の大半はヤドロによって覆われ、城跡の形が見える箇所は少ない。ここでは文化財としての本質的な価値とこれ以外の諸要素に区分して、石戸城跡の価値を構成する要素について整理を行う。

保存管理の方法（3-6）

ここでは、3-5 で整理した諸要素の保存について、保存管理の手法とこれらの基準となる現状変更の取り扱いのルールづくりについて整理する。

3-2 保存管理を検討する上での課題

ここでは前章までの石戸城跡の概要を踏まえ、保存管理計画の検討を図るうえでの課題を整理する。

現在の土地利用

石戸城跡範囲の主な土地利用は、畑・林・宅地等が主で、計画対象範囲の大半は民有地である。土地利用上の特徴として、荒川に面した西側斜面地は国有地、北東部の谷津は埼玉県有地で「北本自然観察公園」の一部となっている。

保存活用にあたっては、民有地の地権者のほか、県及び国の理解と協力が不可欠である。

計画対象範囲の文化財指定

石戸城跡は周知の遺跡であり、かつ県重要選定遺跡である。

恒久的な保存保護のためには、史跡指定の検討が必要である。

石戸城跡の継続的な発掘調査の必要性

石戸城跡は数次の発掘調査が行われたのみであり、遺跡の解明を図るため発掘調査の計画的な進展を図ることが必要である。

石戸城跡はヤドロによって覆われている

石戸城跡内は近世の営農時に荒川からの客土搬入（ヤドロ）が、それまでの生活面を覆ったことにより、廃城時の様子がそのまま保存されている可能性が高い。反面現在見える石戸城跡の姿は、これと大きく異なることが予想されている。

石戸宿及び周辺地の土地利用の位置づけ

石戸城の価値を保全するため、城北東側の谷津の保存や荒川側の斜面地、斜面下の河川敷の保存が重要である。

また、現在のところ石戸宿についての解明は少ないものの、城館の成立やその変遷と大きな関わりを持つことが十分に予想される。現在は遺跡包蔵地の範囲ではあるが、石戸城や当時の交通事情等にも視点をおいた、調査成果の蓄積と遺跡の保護が必要である。

周辺地と一体的な活用

石戸城跡周辺には、国指定天然記念物「石戸蒲ザクラ」、「石戸神社」、埼玉県立「北本自然観察公園（北本自然学習センター）」が隣接している。また、荒川沿いには北本みずべひろば、厳島神社、「高尾宮岡ふるさとの緑の景観地」、野外活動センター、高尾さくら公園、高尾河岸跡、阿弥陀堂等の河川や水、さくらに関する施設がつらなっている。

こうした既存施設を生かした歴史文脈のつながる物語を育成し、活用を進めること重要である。

3-3 遺跡の価値

石戸城跡においては、都合 5 回の考古学的調査と周辺調査を行っている。出土遺物は概ね 15 世紀中ごろから 17 世紀にかけての年代幅を有しているが、調査範囲はほぼ城域の北東部に限られるため、城の草創から廃城についての過程は、明らかになっていない。

また、現状見られる城跡の景観は、江戸時代を通じて畑や林に改変された姿であることも確認された。これらは中世の城跡のイメージと大きく違ったものであり、復元・保存管理にあたっての課題のひとつと考える。

荒川沿いに発達した開析谷を生かした城郭である。

- ・石戸城は、複数の郭構成を持ち、約 4 万 m²を越える大規模な城郭である。
- ・遺跡の立地は、戦国末期の中世関東における勢力の境目に位置している。
- ・河川交通を初め、岩槻道や上野に至る道がある交通の要衝である。
- ・城跡内の多くは、ドロツケと呼ばれる客土搬入（ヤドロ）によって、当時の生活面が保存されている。

城郭は周辺地形を活かしつつ、大規模な平坦地をつくりだしている。

- ・大宮台地の西端にあり、城跡の西側には荒川低地の崖線が走り、北と東には谷津が大きく入り込んでいる。
- ・規模の大きな堀が、平坦地を区分して区画を形成している。
- ・遺跡は荒川沿いに位置し、三方が開けた景観が望める。

自然環境が保全された場である。

- ・点在する宅地内にも多くの樹木が植えられているほか、城跡内には市保護樹木のモチノキやケヤキがあるほか、二十本以上の大径木（胸高直径 50 cm 以上）が存在している。
- ・斜面地を中心に自然観察公園や河川区域が設定されている。

多くの資産を共有している場である。

- ・石戸城跡の周辺には、国指定天然記念物の石戸蒲ザクラが存在しているほか、この地は堀の内館として、石戸城跡と大きな関わりがある。
- ・城跡の北東側には北本自然観察公園があり、多く人が訪れている。
- ・石戸城跡北東の谷津と荒川を仕切る城ヶ谷堤は、市内で有名なさくらの見所である。
- ・石戸城跡の南につながる「石戸宿」は、城の成立をふくめたこの地の歴史に深い関わりを持つ可能性がある。

3-4 保存管理の基本的な考え方

遺跡の確実な保存管理を推進する基本方針を設定する。

石戸城跡は、後北条氏と上杉氏の関東の主権を掛けた攻防の要として機能していた城郭である。また、部分的ではあるが厚い堆積（ヤドロ）により当時の生活面が極めて良く保存されている可能性が高い遺跡である。

しかし、石戸城跡の学術調査は建物等の建て替えに伴う部分的なものであり、全体像についての解明はなされていないほか、城跡南側に存在する石戸宿は、石戸城の成立と深い関わりが想定されるがその詳細は明らかにはなっていない。

保存管理計画では、石戸城跡の価値を市民共有の財産と位置づけ、地権者の協力のもとで適切な保存を図るとともに、文化財として有効に活用しつつ、将来に継承していくことをめざすものとする。

基本方針

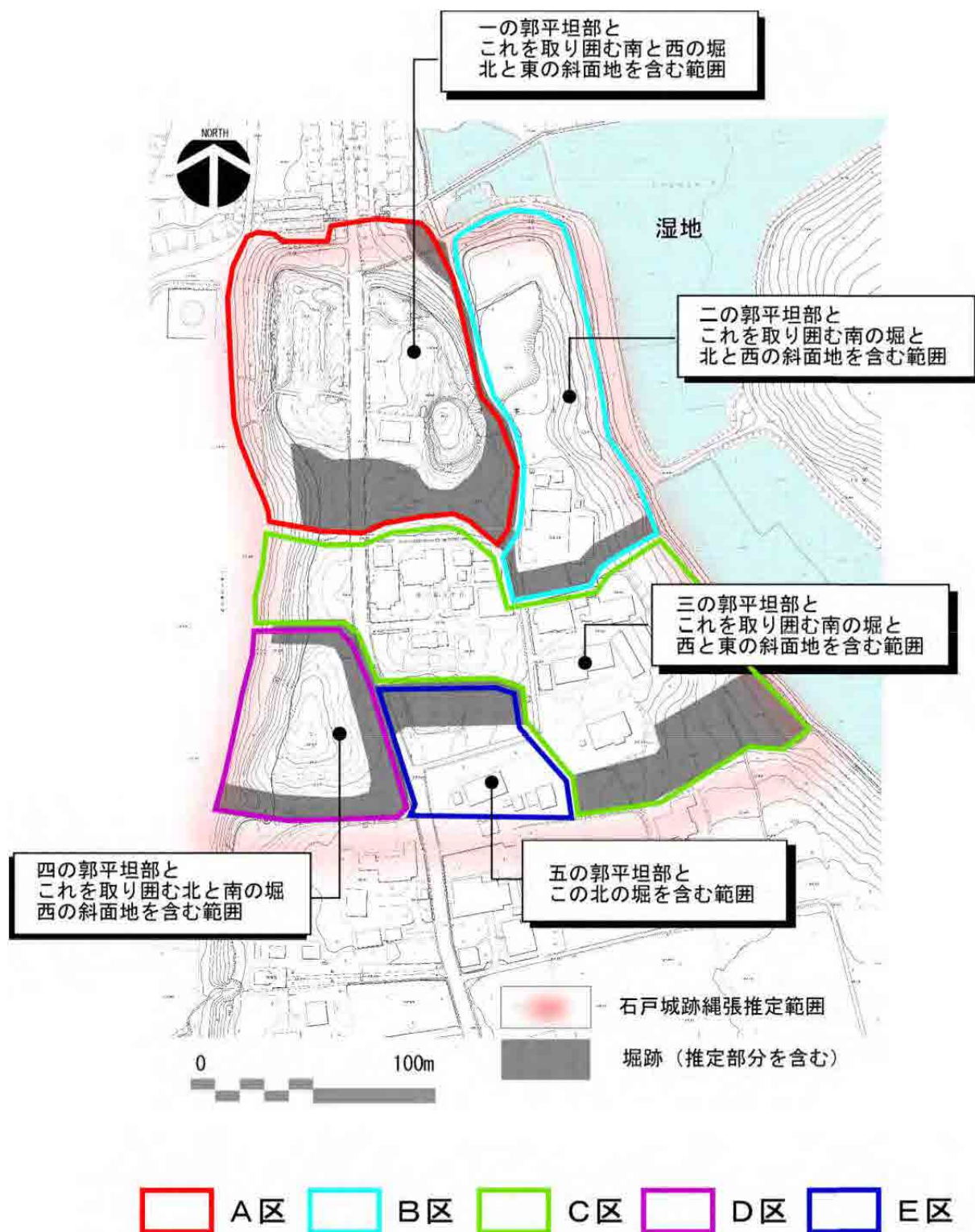
- 遺跡の確実な保存を行うため、史跡指定を図る。
- 石戸宿の適切な保存のため、一帯の歴史的な価値の周知と適切な保存対策の準備を進める。
- 計画的な発掘調査により、石戸城跡の解明を進める。
- 地域住民の生活環境の向上に資する保存管理を図る。
- 周辺の諸施設と連携し、地域の歴史や自然を学ぶ場とする。
- 多くの市民と協働できる保存管理をめざす。

3-5 遺跡の構成要素

3-5-1 区分名

諸要素の位置や概要を示すにあたり、検討した縄張図を基本に一带を示す名称を次のように設定する。

■区分名称部



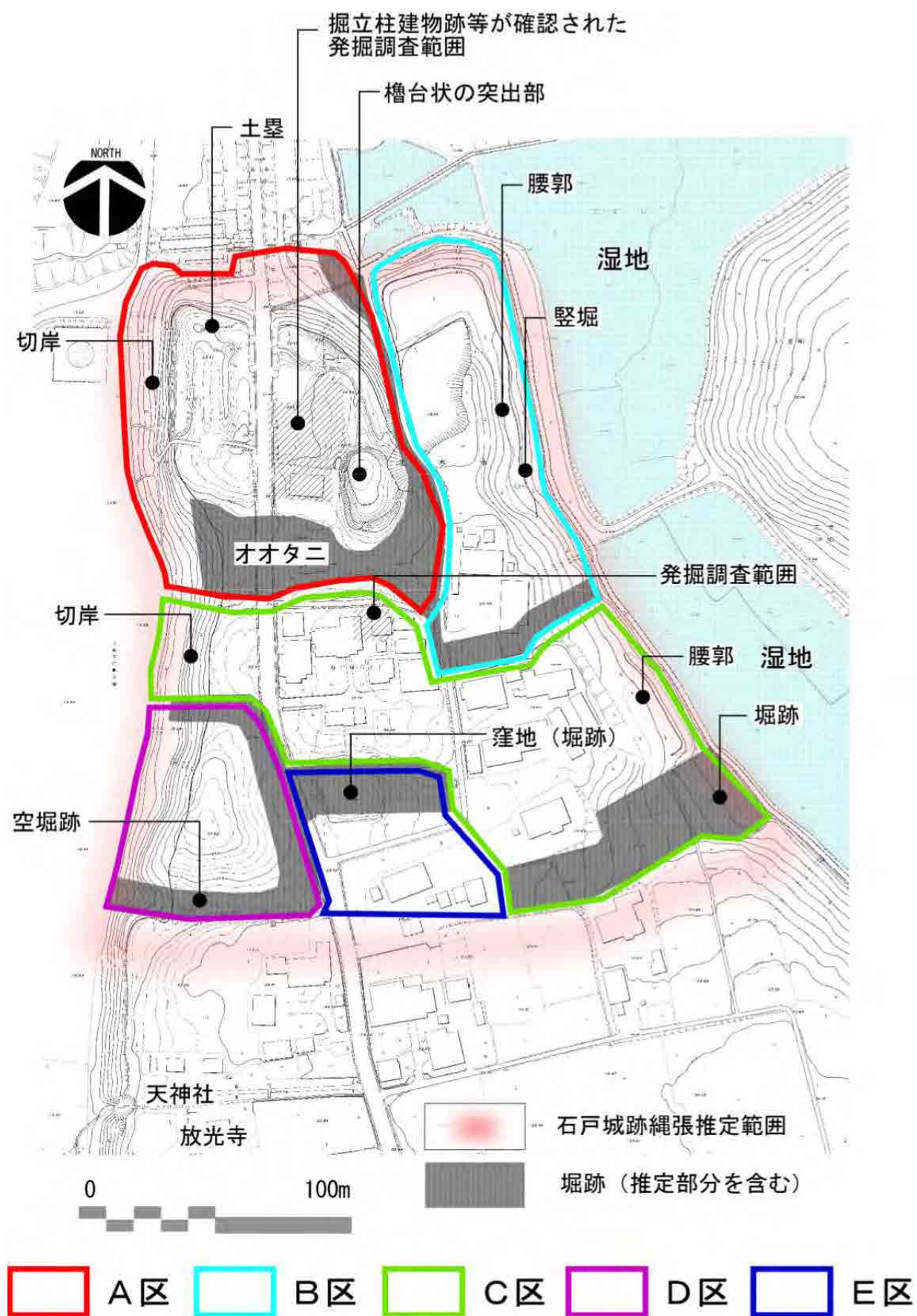
3-5-2 本質的な価値及びその他の構成要素

遺跡を構成する諸要素を、本質的価値を構成する要素と本質的価値以外の諸要素に区分して、次のように整理する。

■本質的価値を構成する要素

区分/諸要素	地表に表出している諸要素	発掘調査によって判明した諸要素	地下に埋蔵している諸要素
A区 (一の郭等に相当)	中心的な郭で東と南を空堀で、北と西を切岸で区分されている。		
	郭平坦部 北と西側に土塁 櫓台状の突出部	4棟以上の掘立柱建物跡	懸仏（かけぼとけ）
B区 (二の郭等に相当)	三の郭に次ぐ面積を持つ郭で、東側斜面に竪堀状の遺構がある。郭の西と南は空堀、北と東は斜面地で、他と区分されている。		
	竪堀 空堀（南側） 腰郭	オオタニの一部	部分調査のみで他は不明
C区 (三の郭等に相当)	城郭内で最大の面積を持つ郭で、南は空堀で東は斜面、西は切岸で区分されている。		
	西側の切岸 東側の腰郭	建物跡 基壇状の遺構	部分調査のみで他は不明
D区 (四の郭等に相当)	全体の南西側に位置するが、その範囲は明瞭ではない。この中心部の標高は24.5mでA区の櫓台状の遺構に次ぐ高さを持つ。		
	西側の切岸 南側の空堀	未調査	未調査であり不明
E区 (五の郭等に相当)	石戸宿の中心を通過する街道が城郭に進入する位置にあたる。		
	窪地（堀跡か）	未調査	未調査であり不明

■本質的価値を構成する要素の位置

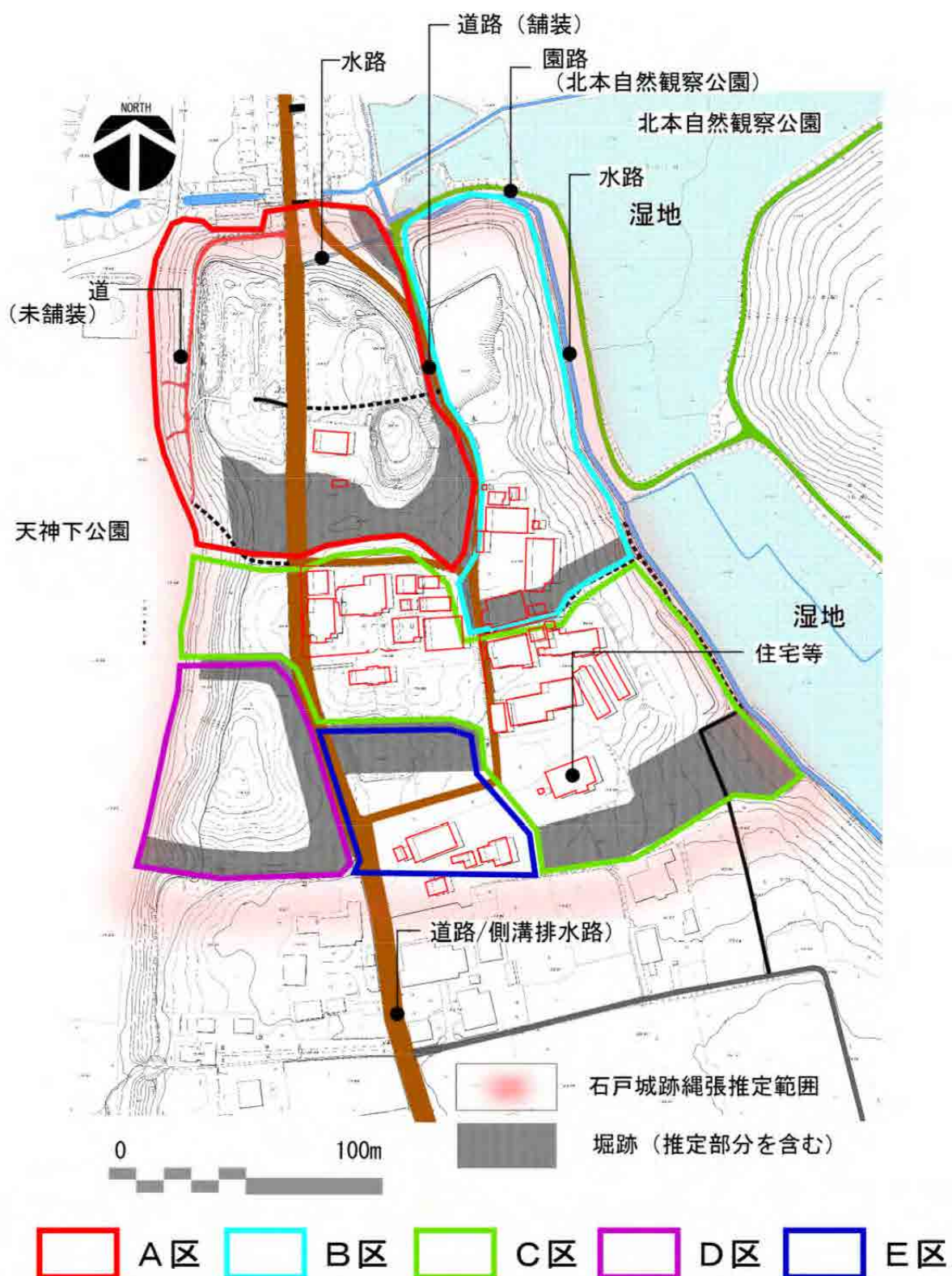


遺跡を構成する要素のうち、本体に直接係わらないが、近年の土地利用の状況、建築物や設置されている工作物、樹木等について要素を次のように整理する。

■本質的価値以外の諸要素

地区/諸要素	建築物	工作物	道路 その他	土地利用	植生
A 区 (一の郭等に相当)	民家	用水側溝 埋設管 (給水) 標識	公衆用道路	宅地 樹林 畑地	クヌギ・コナラ アズマネザサ
B 区 (二の郭等に相当)	民家	用水側溝 埋設管 (給水) 標識 柵、納屋等	公衆用道路	宅地 樹林 (自然観察公園)	ケヤキ・シラカシ スギ・ヒノキ モウソウチク マダケ
C 区 (三の郭等に相当)	民家	用水側溝 埋設管 (給水) 標識 柵、納屋等	公衆用道路	宅地 畑地 樹林 (自然観察公園)	モウソウチク マダケ スギ・ヒノキ クリ・カキ等
D 区 (四の郭等に相当)	—	用水側溝 埋設管 (給水) 標識 柵	公衆用道路	畑地	サクラ植栽等 クヌギ・コナラ ケヤキ・シラカシ
E 区 (五の郭等に相当)	民家	用水側溝 埋設管 (給水) 標識	公衆用道路	宅地 樹園地	ケヤキ・シラカシ

■本質的価値以外の諸要素の主な位置図



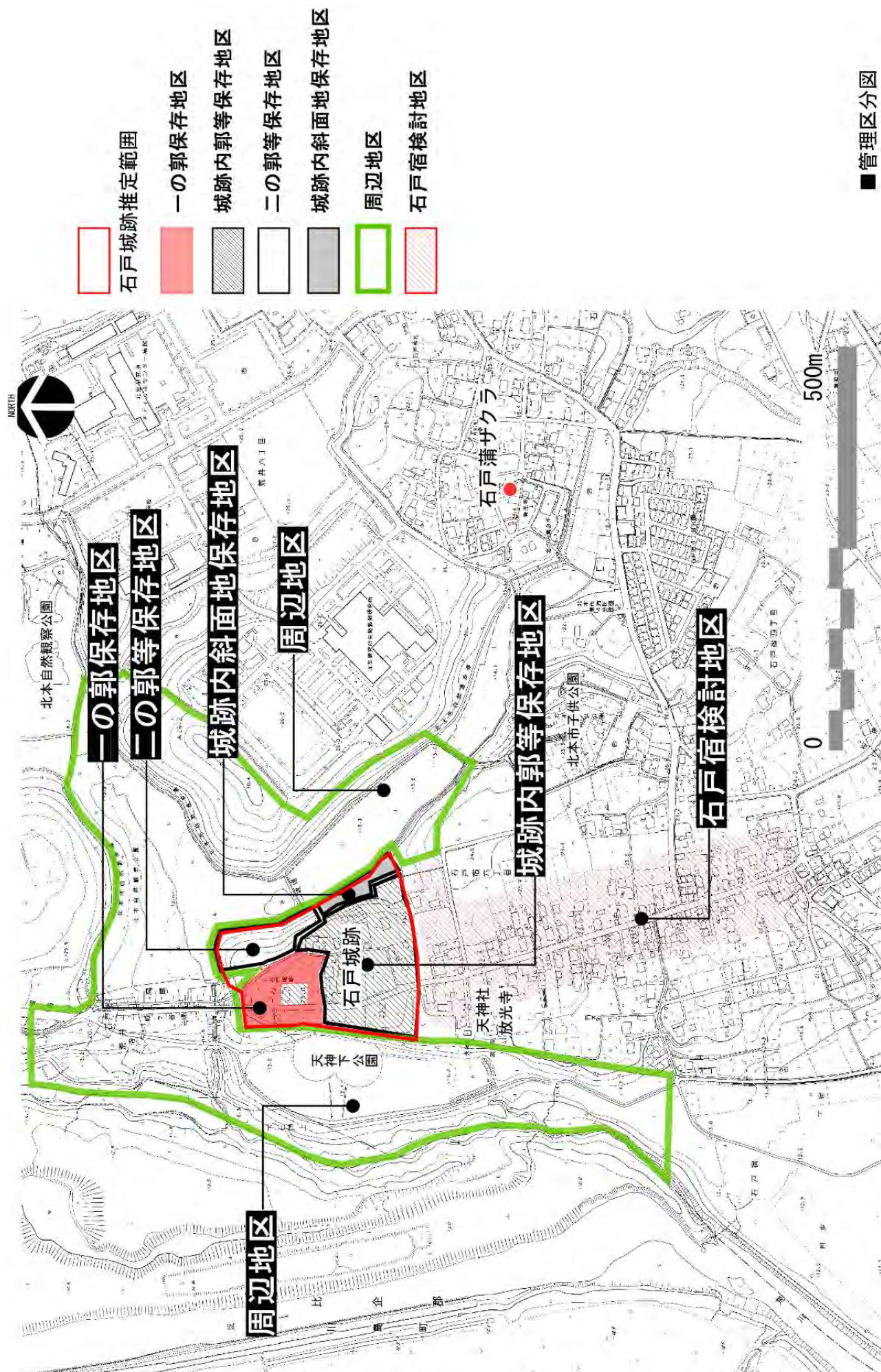
3-6 保存管理の方法

3-6-1 保存管理区分

石戸城跡の土地利用は概ね宅地と畑地、樹林地等であり、市有地は公衆用道路（水路等を含む）のみである。隣接している「北本自然観察公園」が二の郭の大半、三の郭の一部を占めるほか、一の郭の北や西側斜面は国有地である。

- このような現状から、石戸城跡の保存管理を進めるにあたっては、地権者の協力を得ながら遺跡の保護に努めていくことを基本とする。
- 石戸城の解明には長期間を必要とすることが予想され、その間についても広く市民に公開することが重要であるとする。
- 石戸城の価値を保全する点から、地形的な特徴である北・東の谷津、西側の荒川河川敷の保存が重要である。
- 石戸城と石戸宿は一体となって重要な要素となることから、石戸宿についても、保存管理範囲と定めた計画とする。

区分地区名	区分理由
一の郭 保存地区	城郭の中心的な郭であることや、発掘調査では建物跡等が確認されている。土地利用の大半が樹林で、現状では積極的な利用度が小さいことから、暫定的な公開整備を進めつつ、保存を図る場とする。
城跡内郭等 保存地区	二の郭（民有地部分）と三の郭、四の郭、五の郭で、大半は民有地で宅地や畑地等として利用されている。また、堀等の多くは畑地や樹林で郭面との比較が容易である。 このことから、郭相互の関連性をもたせながら、一体的に保存していくことが必要である。
二の郭等 保存地区	二の郭の北半であり、北本自然観察公園の一部となっている。しかし、郭内の一部には大きな地形改変が生じていることや、現状では双方の見学者が自由に立ち入れる状態とはなっていない。 このことから、石戸城跡の本質的価値の復元とともに、遺跡活用との関連性をもたせながら、一体的に保存していくこと場とする。
城跡内斜面地保 存地区	地区は城郭の東側斜面地であり、一部は堀跡や腰郭、切岸等の遺構が想定される。現状は北本自然観察公園の一部となっているが、石戸城跡の本質的価値に影響を及ぼさないように努めながら、一体的に保存していく場とする。
周辺地区	石戸城の地形的な特徴を保全するうえで重要な範囲である。地区の大半は国・県等であり、石戸城の価値が保全されるような維持管理を図る場とする。
石戸宿検討地区	石戸城の成立やその後の変遷に関わりが想定されるため、地下遺構等の保存に配慮しつつ、石戸宿の解明を進める場とする。



■保存管理区分図（城跡推定範囲）



3-6-2 管理区分毎の管理手法

区分毎の保存管理の内容を次のように定める。

一の郭保存地区

- 土地公有化 土地の積極的な利用を目的に当面は借地利用を検討する。
- 発掘調査 計画的な発掘調査を推進する。
- 管理方針 実施団体－北本市
 - ・保存管理は公開を前提とした維持管理を基本とし、本質的価値を構成する諸要素の価値を損なうことのない、厳密な保存管理を行う。
 - ・遺跡を構成する東側の堀（現況は道路）法面等の保護を図る。
 - ・樹木は、地権者の協力を得ながら間伐、伐採等の環境整備を行う。
 - －荒川側（西側）の眺望に配慮した管理を行う。
 - －北面からの景観に配慮した管理を行う。
 - －その他は現状維持とする。
 - ・暫定公開上の管理対策のため必要な施設整備を図る。
 - ・その他は現状変更の取り扱い基準に沿って管理を行う。

城跡内郭等保存地区

- 土地公有化 基本的には現状維持とし、部分的には今後の発掘調査等の成果に応じた検討を行う。
- 発掘調査 計画的な発掘調査を推進する。
- 管理方針 実施団体－地権者
 - ・保存管理は維持管理を基本とし、本質的価値を構成する諸要素の価値を損なうことのない、厳密な保存管理を行う。
 - ・地区はドロツケにより一定の覆土が存在する状況であり、今後の保存管理においてもこの覆土保存を原則とする。
 - ・耕作等はドロツケの覆土厚内や深さが想定される堀跡内では、遺構面の保護が行えることを前提とする。
 - ・堀跡等にはできるだけ植樹や宅造をひかえて、現状の耕作等による堀跡の維持管理を図ることを基本とする。
 - ・暫定公開上の管理対策のため必要な施設整備を図る。
 - ・その他、現状変更の取り扱い基準に沿って管理を行う。

二の郭等保存地区

- 土地公有化 県有地を維持する。
- 発掘調査 必要な範囲の発掘調査を計画的に推進する。
- 管理方針 実施団体一埼玉県
 - ・保存管理は維持管理を基本とし、本質的価値を構成する諸要素の価値を損なうことのない、厳密な保存管理を行う。
 - ・遺跡を構成する郭平坦部の旧状が大きく失われているため、将来的には旧状の復元を検討するが、当面は北本自然観察公園の公園機能を損なわないように、適切な活用が図れるように、地被や樹木の管理を図る。
 - －郭内の見通景観、谷津地形の眺望景観に配慮した計画的な間伐
 - ・排水施設等は遺跡景観上から、その価値を阻害しない配慮を検討する。
 - ・暫定公開上の管理対策のため必要な施設整備を図る。
 - ・その他、現状変更の取り扱い基準に沿って管理を行う。

城跡内斜面地保存地区

- 土地公有化 基本的には現状維持とする。
- 発掘調査 必要な範囲の発掘調査を計画的に推進する。
- 管理方針 実施団体一埼玉県
 - ・保存管理は維持管理を基本とし、本質的価値を構成する諸要素の価値を損なうことのない、厳密な保存管理を行う。
 - ・樹木等は地権者の同意を得ながら、現況地形を維持し、かつ城郭地形が認識できる環境整備を図る。
 - ・その他、現状変更の取り扱い基準に沿って管理を行う。

周辺地区

- 管理方針 実施団体一地権者、県、国
 - ・石戸城跡と一体をなす地形あるいは遺跡景観として、現在の環境が維持できるように地権者や地域住民の方々の協力を得て、現況保存に努める。

石戸宿検討地区

- 管理方針 実施団体一地権者、県、国
 - ・石戸城跡と一体をなす地区であることから、遺跡の計画的な発掘調査等により「石戸宿」の解明を図る。また、遺跡の価値を毀損することがないように注意をはらった対応を行う。

また、管理手法のうち、管理方針と所有者の関係を次のように整理する。

■管理方針

管理区分名	主な所有者	管理方針	その他
一の郭保存地区	民有地	公開を前提とした維持管理	市指定史跡を図る ・ 借地利用を検討 ・ 北本市が管理主体
城跡内郭等保存地区	民有地	現状の維持管理	市指定史跡を図る ・ 地権者による管理
二の郭保存地区	県有地	自然観察公園及び石戸城跡の本質的な価値を、適切に保存し、活用が図れる維持管理	市指定史跡を図る ・ 埼玉県による管理
城跡内斜面地保存地区	民有地	現状の維持管理	市指定史跡を図る ・ 地権者による管理
周辺地区	国有地 県有地 民有地	現状の維持管理	・ 地権者による管理
石戸宿検討地区	民有地	遺跡の価値を毀損することがないように注意をはらった対応	・ 地権者による管理

公衆用道路、水路等は従来通りの管理者との協議

3-6-3 保存管理のルール

石戸城跡を恒久的に保存していくうえで、地権者の協力を前提に保存管理を進めていくことを整理したが、運用のルールについて、その大要を次のように設定する。

また、都市公園区域での各種行為は、本市の史跡管理の担当課と密接な関係をもって進めていくことが必要である。

■遺跡保存を図る留意点

項目/地区	一の郭 保存地区	城跡内郭 保存地区	二の郭 保存地区	城跡内斜面 地保存地区
住宅等の増改築	遺跡公開の場とし 原則保存整備に関わ る行為以外は行わな い。	地区の堀跡内には新築 はしない。既存の増改築 はヤドロの覆土下が保 護できるようにする。	都市公園法によ る制限	都市公園法によ る制限
簡易な 建築物等 (基礎構造を持た ない建物等)	同上	郭平坦部の宅地内の必 要な納屋、物置等は、埋 蔵遺構を毀損しない構 造とする。	都市公園法によ る制限	都市公園法によ る制限
道路 (公衆用道路他)	同上	道路新設及び舗装拡張 は行わない。また、維持 補修は、遺跡に影響がな いように図る。	同上	同上
その他工作物	同上	新規の工作物及び地下 埋設物の設置は埋蔵遺 構を毀損しない構造と する。また、既存施設の 維持管理は、遺跡に影響 がないように図る。	同上	同上
地形・ 区画形質の変更	同上	遺跡保護に影響が生じ る盛土や切土等の地形 形状等の変更は行わな い。	同上	同上
農地等の 日常的な管理	同上	木竹等伐採は、遺跡保存 に影響が生じないよう に行う(抜根は原則行わ ない)。新規植栽や日常 的な農作業等は埋蔵遺 構を毀損しないように 行う。	同上	同上

※都市公園法の対象地から外れた場合は、その都度協議してこれを定める。

周辺地区及び石戸宿検討範囲

- ・原則前記同様な厳密な保存に努め、遺構の保存や遺跡景観等に大きな影響を及ぼさないよう土地所有者と協議を行う。
- ・発掘調査等で重要な遺構が検出された場合は、現状変更が認められない場合もある。

また、以下に係わる行為については、実際の行為が現状変更に該当するか事前に協議して確認するものとする。

- ・遺跡が毀損し、または衰亡している場合の応急処置。
- ・遺跡が毀損し、または衰亡し、本質的な価値に影響を及ぼさず現状に復するとき。
- ・自然災害に起因する応急措置。

4. 基本計画

4-1 基本計画の主な検討内容

整備基本計画では、前章の課題をうけて、石戸城跡での整備活用の基本的な考え方を基本計画として整理する。

また、整備内容は発掘調査成果や現況の諸条件を元に、次の内容について検討を行った。

■基本計画の流れ

整備を進めるうえでの課題（4-1）

前章までの検討内容を踏まえ、整備基本計画の進展を図るうえでの課題について整理する。

基本計画の目標と基本方針（4-2）

石戸城跡の保存を図る目標と活用を進めるうえでの目標を定め、これを具現化していく整備全体の方針を設定した。

整備区分（4-3）

保存整備を進める場の範囲、その場の整備活用の方向性と主な整備内容について整理する。

動線整備（4-4）

外部からの石戸城跡へのアプローチ手段、城内の特徴を生かした石戸城跡の見せ方について動線を設定した。

整備区分（4-5）

石戸城跡の保存を図る目標と活用を進めるうえでの目標を定め、これを具現化していく整備全体の方針を設定した。

施設計画と平面配置（4-6）

整備区分で示された整備の方向性を具現化するための導入施設種の検討と配置位置について整理する。

造成計画（4-7）

限定的な整備のための保存環境のあり様と石戸城跡の造成整備の考え方について整理する。

雨水排水計画（4-8）

雨水排水処理に考え方と手法について整理する。

ゾーン整備とその他の整備の内容（4-9）

区分されたゾーンやその他整備箇所の整備内容が把握しやすいように、「遺構表示」、「施設整備」、「樹木整備」、「便益施設」等に区分して整理する。

4-2 整備を進める上での課題

ここでは保存管理計画までの検討内容を受け、石戸城跡の整備活用の進展を図るうえでの課題を整理する。

整備活用の狙いは、場の保存とその利用を進めることである。

本事業の目標は、地域のまちづくりに生かすため石戸城跡の価値の解明とその保存・整備を進めるとした。

遺跡では発掘調査等を行い価値の解明を図るとともに、価値そのものの保存継承が重要とされる。これに加え近年では、この価値のどのように生かしていくかということが問われるようになった。石戸城跡の整備活用ではどう生かしていくかの基本方針を定めることが重要である。

総合的な石戸城跡の周知が必要である。

石戸城跡の地名度は近接する国指定天然記念物「石戸蒲ザクラ」や北側の城ヶ谷堤、東側の北本自然観察公園に比べて、その存在を知る人は多くない。

今後は、市ホームページに特集を組む等の既存媒体の活用のほか、多様な視点を持つ講座や見学会等を設けて、石戸城跡や石戸宿の存在と事業の進展を広く市民に周知していくことが必要である。

石戸城跡の見える化を進める。

石戸城跡の大半は民有地と国や県有地であり、かつ一般の見学者が立ち入れる箇所はない。そのため既存見学者や周辺の関連施設から積極的に誘致を図ることができなかった。

今後は石戸城跡の見学が可能になるように、保存管理区分に示す一の郭保存地区を中心とした公開を進めるため地権者の協力を得る。合わせて解説案内整備等により、石戸城跡の見える化を進めていく必要がある。解説案内整備の中には城と強い関連性を持つ「石戸宿」、「渡し場」、「伝鎌倉街道」等の情報を設けることが重要である。

活用において周辺施設との連携強化を進める。

石戸城跡の周辺、特に東側には北本自然観察公園が位置し、年間を通じた来訪者がある。また、西側の荒川を軸とする北方向には横田薬師堂下湧水地、野外活動センター、北本みずべひろば、高尾さくら公園、阿弥陀堂等の自然系施設や文化財が連なっている。

石戸城跡は自然系と歴史文化を合わせ持つ場であり、荒川を軸とする自然系施設の魅力アップにつながる貴重な文化財である。

整備活用では、隣接する北本自然観察公園の自然学習センターの一角に石戸城跡の紹介コーナー等を設置し、他施設とあわせた周辺の魅力向上につなげていくことが課題である。

計画的な発掘調査の進展

現在の石戸城跡は客土（ヤドロ）によって保護されているため、本来の城郭遺構が確認されている箇所は少ない。そのため今後は計画的な発掘調査のより、客土下の石戸城を解明することが必要である。

しかし、認識されている城跡範囲は4万㎡を超える規模であることから、相応の期間が必要になる。整備活用では、市の史跡指定を進めると共に、発掘調査の明確な目標を設定してこれを進めることが必要である。

市民と協働する整備活用事業の展開が必要である。

石戸城跡は周知の遺跡であるが、広く北本市民との結びつき方は深くはない。今後は先の周知のための学習活動を通じて、石戸城跡への興味の深めてもらうほか、雑木林の整備管理ノウハウや解説案内板の検討、周辺案内ガイド（北本自然観察公園、石戸蒲ザクラ、石戸城跡、石戸宿等）を通じた石戸城跡の見える化に際し、市民との協働を考える必要がある。

地権者の協力

石戸城跡の大半は民有地と国や県有地であり、特に西側は荒川の河川区分があり、国の管理となる。東側の二の郭跡や城の防御でもある湿地帯は北本自然観察公園で埼玉県管理地となる。

そのため保存管理で示した区分内容の実現のため、発掘調査や整備事業の伸展に相応した段階で、国や県等との協議を進める必要がある。

また、保存管理区分に示す一の郭保存地区や今後検討する整備内容に応じた協議を進め、地権者の協力をえていくことが重要である。

4-3 基本計画の目標と基本方針

石戸城跡の整備は、まさにこれから始まろうとする段階であり、その保存整備の進展には、発掘調査の推進が不可欠である。また、石戸城跡の知名度は、石戸蒲ザクラや周辺諸施設とくらべても大きくないことから、城跡の活用は広報的な面からも対応が必要となる。

先に整理した課題等も前提に、石戸城跡の整備活用の目標を次のように設定する。

整備目標

石戸城跡の保存とその価値を明確に伝えていく場とする。

石戸城跡は古文書（秣場論所裁許状）等でその一端が見えるものの、客土に覆われているため当時の姿は明瞭ではない。

整備活用では、その本質的な価値を見極めるため発掘調査を行い、城跡の価値を明らかにし、この城跡を伝えて仕組みを構築する。

石戸城跡の保存と共に、「石戸城て何？」を解き明かし、楽しむ場とする。

石戸城跡の構造や成り立ちについては、現状では不明瞭な部分が多い。そのため、今後の発掘調査や様々な諸調査、生涯学習活動等を利用し、城跡や石戸宿、河川、交通等を主題とし、この地域に対する好奇心を刺激して楽しむ場としていく。



石戸城跡の整備活用の基本方針を次のように設定する。

方針 1 整備は適切な遺構保存と活用が図れるように段階的な進展を図る。

◆ 計画的な発掘調査の進展を図る。

4万㎡を超える城跡の効果的な解明を進めるため、目的を明らかにした発掘調査を計画的に進める。

- ・城跡全体の覆土や遺構状態の概要を確認する。
- ・堀跡位置や範囲を確認する。
- ・優先する整備地区である一の郭や崩落箇所、その他整備箇所の確認を行う。
- ・その他計画的な発掘調査

◆ 発掘調査成果に応じた整備計画の検討を行う。

整備においては発掘調査成果を前提とした整備を行う。

そのため、整備においては事前に発掘調査を行い、その成果に基づいた整備を進める。

方針2 限定的な整備により、早期に石戸城跡の公開を進める。

- ◆ 城跡見学の主となる目的地として一の郭の整備を行う。
(整備は遺構保存に影響が生じないことを基本とする。)
 - ・市道からの導入を図る。
 - ・荒川を望む展望の場を設置する。
 - ・城跡を見せる場とし、適切な樹木伐採を行う。
 - ・見学の来訪拠点とし、休息の場を設ける。
 - ・総合案内板と周辺案内板等を設ける。
 - ・手洗場を設ける。
 - ・安全対策のため管理柵を設ける。
 - ・城ヶ谷堤やオオタニ側から望む城跡景観の育成を進める。
 - ・郭東通路側の法面修理と夜間照明の改良を行う。
- ◆ 石戸宿と石戸城跡を一体的に見学できる整備を図る。
 - ・北本自然観察公園、石戸蒲ザクラ、天神下公園の駐車場を主たる導入拠点とする。
 - ・城跡内では主に市道等を利用した見学ルートを設定する。
 - ・市保護樹木「モチノキ」の周辺整備を図り、案内拠点の場とする。
 - ・見学の要所には復元イメージを想定したわかりやすい解説案内板を設置する。
 - ・動線の要所に総合案内板と注意書きを設置する。

方針3 市民との協働・連携ができる活用を進める。

- ◆ 市は公開活用のサポートを進める。
 - ・発掘調査現場の積極的な公開を進める。
 - ・北本自然観察公園等と連携した城跡（石戸宿を含め）案内ボランティアの育成を図る。
 - ・石戸城跡等の現場を利用した定期的な学習講座等を開催する。
- ◆ 市民参加型の整備の促進を図る。
 - ・一の郭の樹木管理
 - ・城跡の一部を利用した花壇育成、その他
 - ・地域住民が主体となるサービス施設に際しては、内部展示する紹介パネル作成等の支援を行う。
- ◆ 連携
 - ・既存の集客施設に対して、石戸城や石戸宿の案内情報を展示案内する場を設ける。
 - ・来訪者数の大きな桜の開花時期には、上記で育成した人たちとの共同で、この場を利用し城跡告知等、その他の活動を行う。

4-4 整備区分

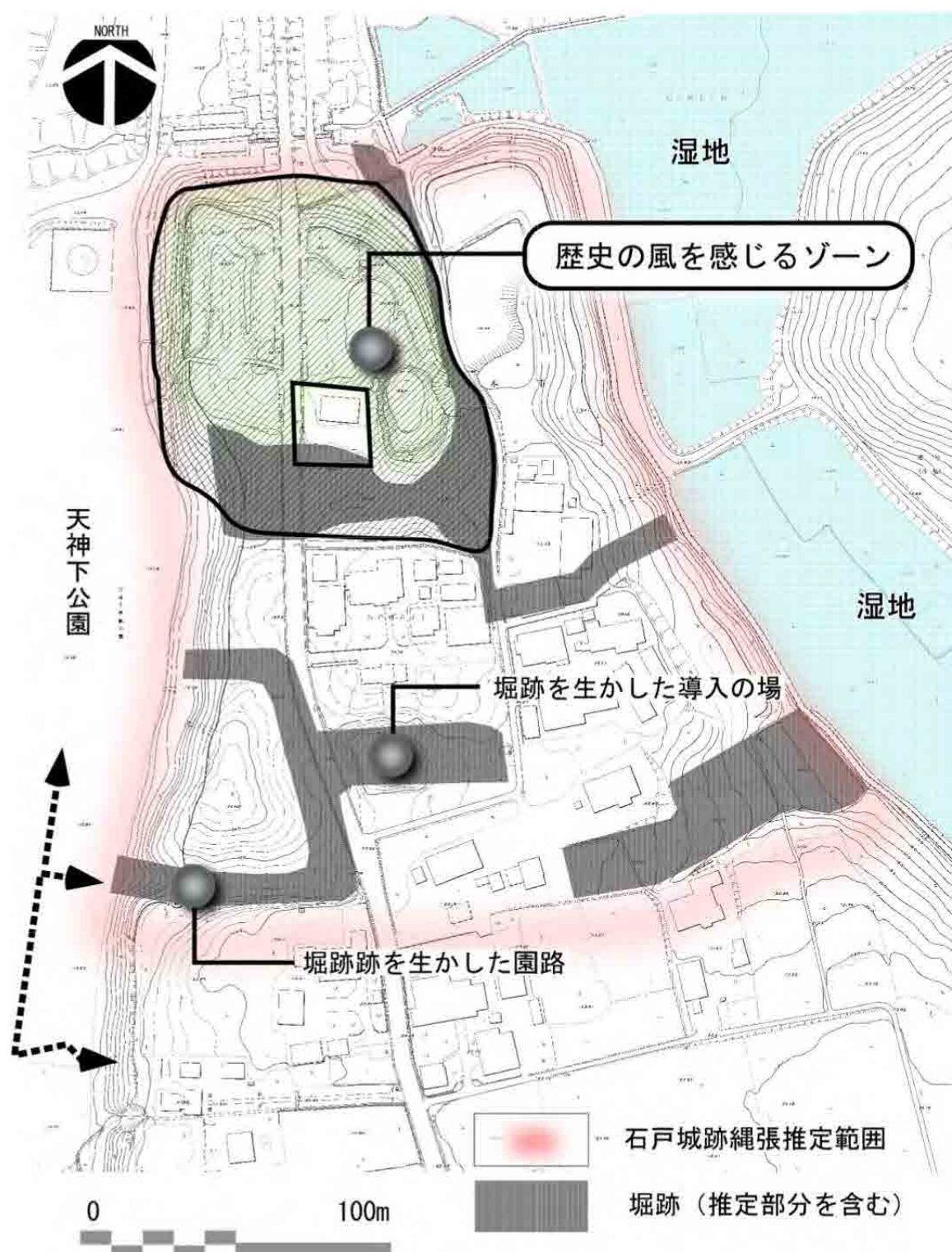
石戸城跡の現況の土地利用や縄張区分のあり様から、保存管理計画では城跡を5つに区分して管理を進めた。このうち「一の郭保存地区」を限定的な整備を進め早期に公開する範囲と位置づけ、その他の地区は、宅地や営農等が行われている民有地や県有地（北本自然観察公園）、国有地であることから、ここは一の郭と共に石戸城跡の価値を伝える場と位置づけ、現況の保存に努めていく場としている。

このような保存管理上の位置づけと整備の基本方針から、面的な整備を進める範囲は「一の郭」とし、他は石戸城跡を魅せるうえで有効な場として、部分的な整備を進めることとする。

石戸城跡のゾーン区分と整備内容を次のように設定する。

保存管理 区分名	土地所有 区分	整備活用 方向性	対象範囲と 整備内容
一の郭 保存地区	民有地	地区は城郭における中心的な郭跡で、周囲を堀や自然地形で区分された地形を保全している。また、積極的な土地利用も小さい。 そのため閉ざされた郭を感じさせる唯一の場であり、かつ歴史的な風景といえる西方面を見渡せる場であることから、『場の歴史を感じる場』として整備を図る。 『歴史の風を感じるゾーン』	整備対象範囲は、一の郭及び南辺の堀跡、西側の切岸を含む範囲とする。 整備は樹木を間伐し、外側から土塁（と思われる）天端や地形変化が見えるようにし、囲障された空間を感じさせるほか、平坦部の広がりを利用できるようにしていく。 また、堀跡は面的な表現により規模を体感できるようにし、あわせて法面の崩落箇所の修復を行う。
城跡内郭等 保存地区	民有地	地区の大半は宅地として利用されている。そのため保存管理計画に則り現況を保存していく範囲とし、城跡全体を公開するうえで部分的な整備を図る。	歩いて城跡を体験できるように園路を主体とした整備を進めるほか、「五の郭」では堀跡を生かして城跡への導入口とし、総合案内等を設ける。また、荒川側の低地に下る園路を「四の郭」南辺堀跡に設ける。
二の郭等 保存地区	県有地	地区は県有地であり、保存管理計画に則り現況を保存していく範囲とする。	当面は現状保存とする。
城跡内斜面 保存地区	県有地	上記同様	当面は現状保存とする。

■整備区分の設定図



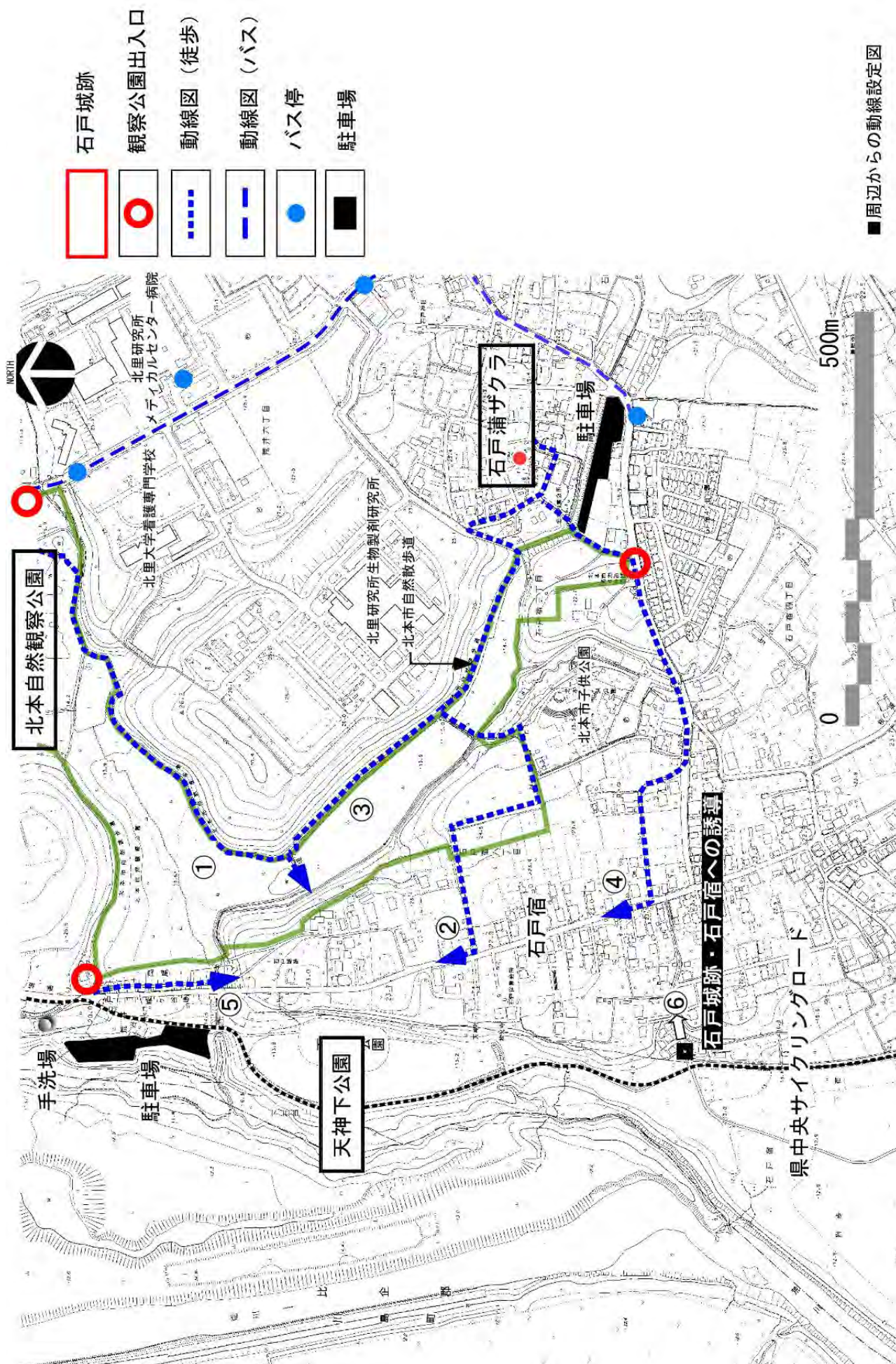
4-5 動線整備

4-5-1 外部からのアプローチ

城跡へ導く外部からの動線は、交通手段や便益施設の配置から次のように整理する。しかし、城跡の見学や体験では、当時と同様なルートを踏襲することが城跡の理解へとつながりやすいことから、城跡への導入の始点は、五の郭に設定した導入広場とする。

■外部からのアプローチ

交通手段	アプローチ
バス	
①北本自然観察公園から	城跡に隣接する北本自然観察公園及び北里大学メディカルセンターへは、北本駅や桶川駅からの利便性が高い。そのため城跡に近いここからの来訪が想定できる。その際、北本自然観察公園を経由するルートが直近であるが、石戸城跡の最北部へとつながるため、城跡を一の郭から見学することになる。
石戸蒲ザクラ	上記と同様なルートであるが、時間により国指定天然記念物の石戸蒲ザクラまでつながるバスルートがある。その際は桜の観賞の後、以下のルートが想定できる。 ②北本自然散策道を経由し、北本市子供公園から石戸城跡へ至る。 ③北本自然散策道を経由し、一夜堤を経て石戸城跡へ至る。 ④石戸宿を経由して、石戸城跡へ至る。 この場合、城跡に関わる要素は城跡東側の谷津や石戸宿の双方の要素が強いが、通常期においては、石戸城と石戸宿の関係性から④を主動線とする。
自動車	
石戸蒲ザクラ	国指定天然記念物の石戸蒲ザクラの南側の駐車場を利用し、石戸城跡に至る。ここからは徒歩になるため上記の②③④と同様である。
⑤天神下公園駐車場	石戸城跡には駐車場用地は確保できていないが、城跡の北側の天神下公園に隣接する釣り堀に駐車場と手洗所がある。自動車利用の場合はこの駐車場の利用とここからの導入が想定できる。 この場合でも駐車場から城ヶ谷堤を南下するか、一旦西側の北本自然観察公園の園路内を通過し、城跡に至る。
徒歩	
	上記に依らない徒歩の場合は、五の郭の導入広場へ誘導できるようにする。
自転車	
	上記に依らない自転車の場合も、五の郭の導入広場へ誘導できるようにする。特に県央サイクリングロードからの石戸宿～石戸城跡へと誘導が必要である（⑥）。



■周辺からの動線設定図

4-5-2 城跡内の動線

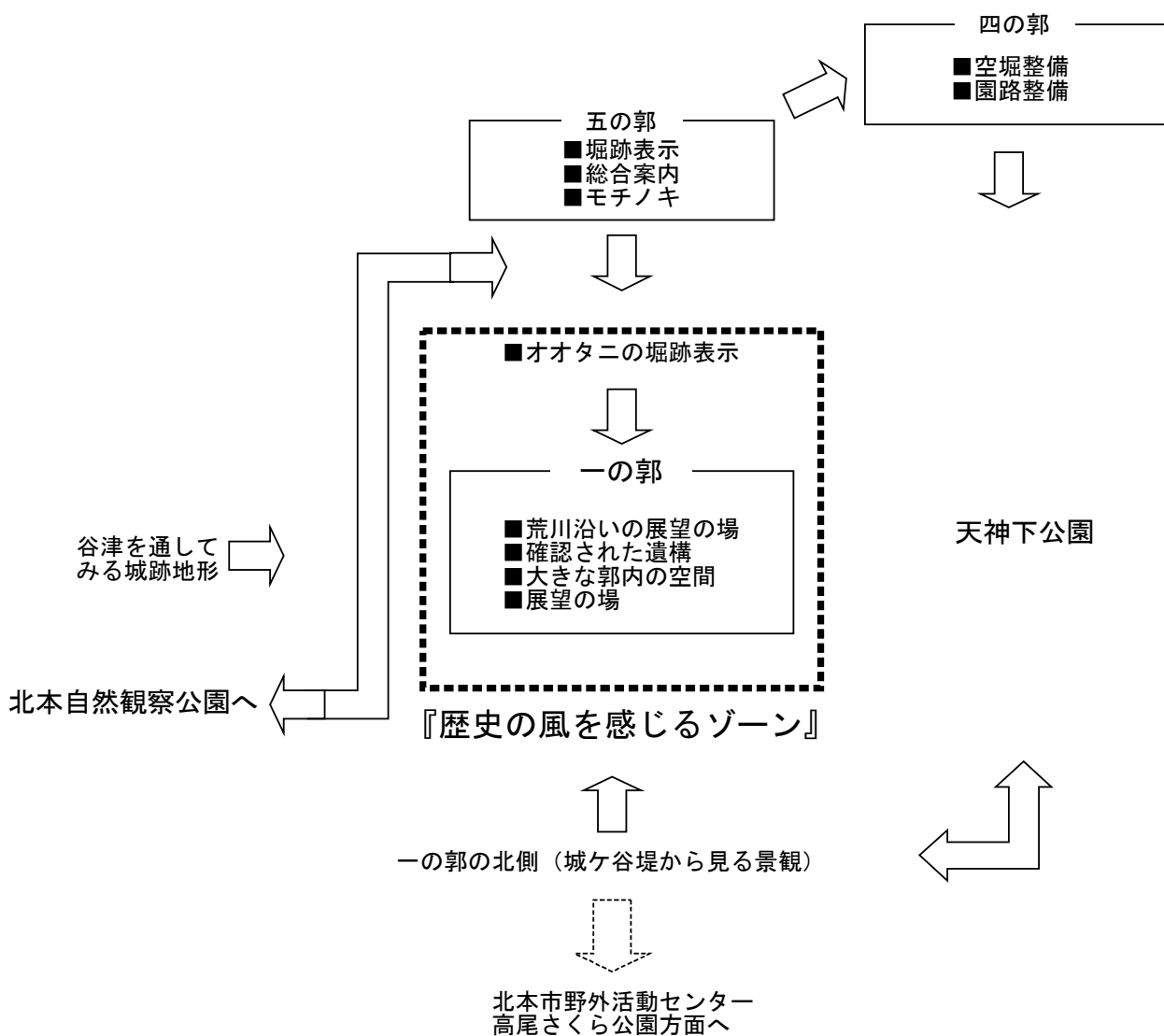
石戸城跡内（縄張範囲）の動線は、当時の縄張に沿った動線で見学を進めることがわかりやすいルートであるが、現在は当時の動線は明らかになっていない。

そのため整備では、現在確認されている堀跡を縄張区分として生かすことができるように、城跡内の市道等を利用して一の郭に至る動線を主動線として設定する。

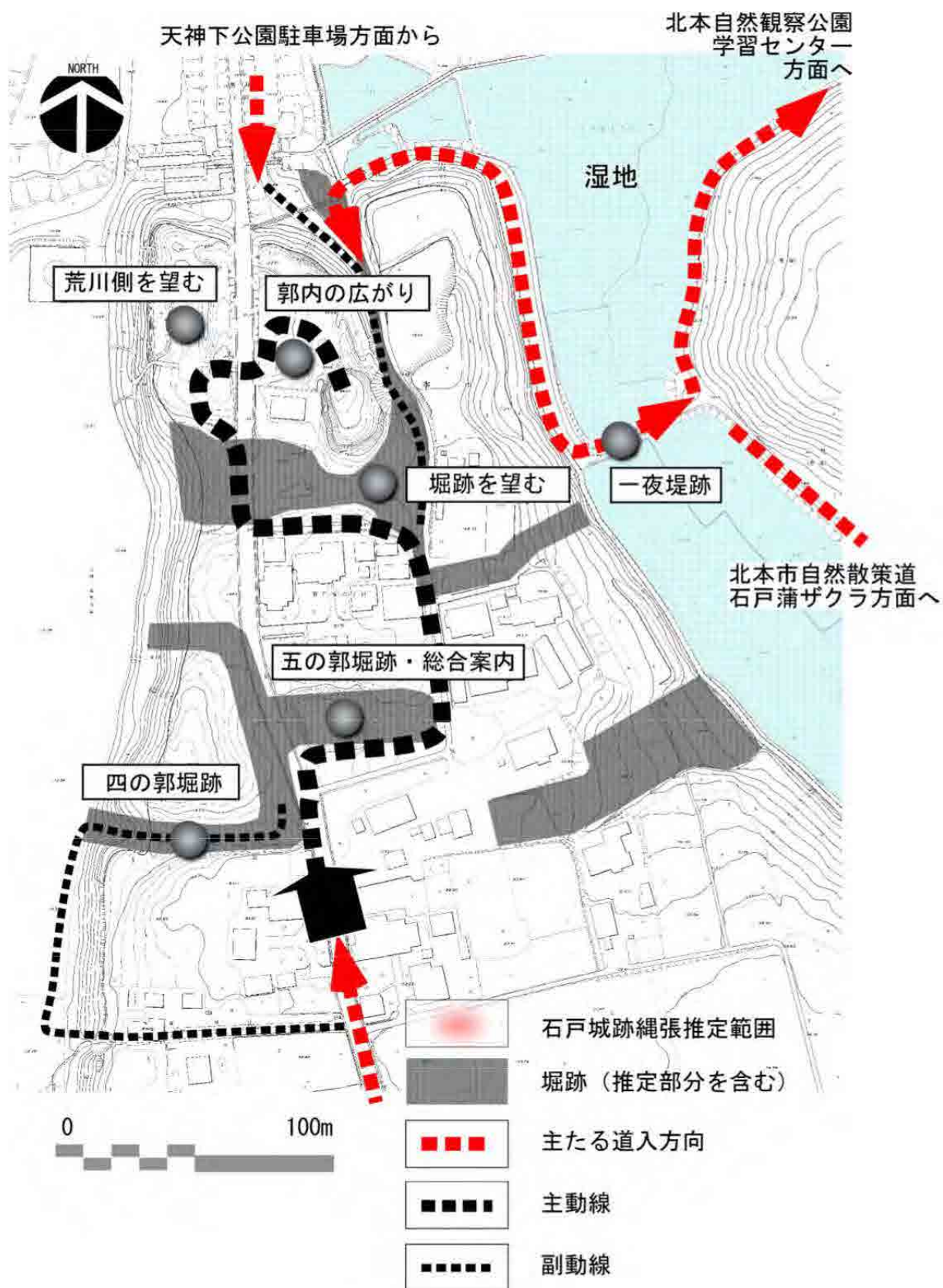
また、見学の回遊性を高めるため、四の郭南辺の堀底を動線とするほか、北側から進入するルートを副動線として設定し、城跡の起伏を体験できるようにする。

その他管理用動線は桜堤通りを利用する。

■石戸城跡の見せ方



■動線計画図



4-6 施設計画と平面配置

石戸城跡の整備は、一の郭周辺に設定した『歴史の風を感じるゾーン』を主に、その他、五の郭には堀跡表示を、四の郭には堀底道を生かして荒川側に向かう通路を設定し、城跡の特徴を体験することができるようにする。

また、城跡内を整備おける樹木間伐は、植生区分の変化をできるだけ小さくし、自然観察公園への影響を小さくするほか、荒川面した西側や北側は管理者等と協議を行い、当時の歴史的風景を体感できる樹木整理を行う。

諸施設は整備活用の方向性から、以下のように区分して配置すると共に、遺構の性格や周辺的生活環境に配慮した位置とする。

■導入施設種

ゾーン名称	整備の方向性	導入施設
歴史の風を感じるゾーン		
風の広場	荒川方面の歴史的景観を望む場とする。	荒川を望む展望デッキ 解説案内板 階段・バリカー 安全柵 スロープ（出入り口）
遺構の広場	郭の性格や広がりを感じる場とする。	芝生広場 確認された遺構の解説板 展望の場の安全柵と階段 階段・バリカー 水栓・電力盤 土採り部修復
オオタニの堀跡整備	堀跡表示により、縄張区分を明確にする。	樹木整理 切盛による堀形状の整備 見学園路
その他		
導入広場	堀跡や市保護樹林のモチノキを生かした広場とし、城跡全体の導入口とする	切盛による堀表示 史跡標柱・総合案内板 管理園路 自転車置場
四の郭の堀	荒川側との比高を体験できる場と堀底道を生かした見学園路とする。	切盛による堀表示 解説案内板 階段・出入り口 堀底の見学園路

■城跡全体模式平面図（ベース写真は平成 23 年度撮影）



4-7 造成計画

石戸城跡の造成計画は面的な整備を行う一の郭の「風の広場」、「遺構の広場」と堀跡規模を生かした「導入広場」と四の郭の南辺の堀底等である。

一帯は近世に行われた河川敷からの客土（ヤドロ）で覆われていることが確認された。ここでは限定的な整備により早期の城跡公開を目標に、遺構保存の状態を確認する。

一の郭	約70cmから100cm	第一次及び第三次調査で確認
導入広場	未調査区域である。聞き取りによると以前宅地であったとのこと。 現状は窪地状であるが地目は畑であるため、同様なヤドロがあるものと推測されるため、事前の遺構確認が必要である。	
堀底道	未調査区域である。整備にあたり、遺構確認が必要である。	
崩落箇所修理	発掘調査等による造成手法の確認が必要である。	

このように面的な整備を図る一の郭は、ヤドロが十分な保護層を形成していると判断し、整備する構造物や埋設物等で、遺構面を毀損しないことを前提に整備を行う。これ以外の箇所については整備内容を踏まえた確認調査を行い、遺構面保護に留意した整備を図る。

以上のことから、石戸城跡の造成計画の方針を次のように設定する。

客土（ヤドロ）の取り扱い

- ・ここでは石戸城跡における遺構の保護層として捉えていく。そのため整備する構造物等の基礎はこの範疇に収める。

遺構保護

- ・遺構上記により保護されていることから、基本的に表層面を整地する程度とし、大規模な盛土は行わない。但し、発掘調査成果を踏まえた検証を図る。

遺構整備

- ・盛土造成による地形復元は行わない。
- ・埋設物等は確認した遺構面から最小約10～20cmの遺構保護層を確保する。
- ・一の郭東側の土採り箇所は、崩落の危険性が高いため早急に対策を講じる。
ここは地中排水に配慮すると共に周辺の景観や二の郭（隣接北本自然観察公園）の自然環境の配慮した工法とする。
- ・雨水排水と整合性のある造成高とする。
- ・整備箇所の樹木は遺構面の破損が生じないように残置を基本とするが、影響がないものや保存上で支障があるのは適切な深さまでの抜根を行う。

4-8 雨水排水計画

石戸城跡の整備はできるだけ現状を生かした内容であり、計画面積は約9,500㎡程度であるが面的な整備範囲も小さく分散しているため、整備箇所毎での雨水処理の方法を次のように設定する。

なお、今後の計画の進行に応じて都市計画上での整合性を図っていくこととする。

導入広場

- ・雨水処理は深さが予想される堀跡への自然浸透を基本とする。そのため堀跡表示は透水性の高い材料とし、かつ堀跡内には暗渠排水管を埋設し、より排水性を高める。

風の広場

- ・広場では樹木の間伐により、よりは開けた空間が確保する。また、園路や四阿等を設置するが、大半の広場部分は現況保存とする。整備ではよ自然浸透を基本とするが、地面の破損箇所に浸透枮を設置し、オーバーフロー水は道路側溝に放流する。

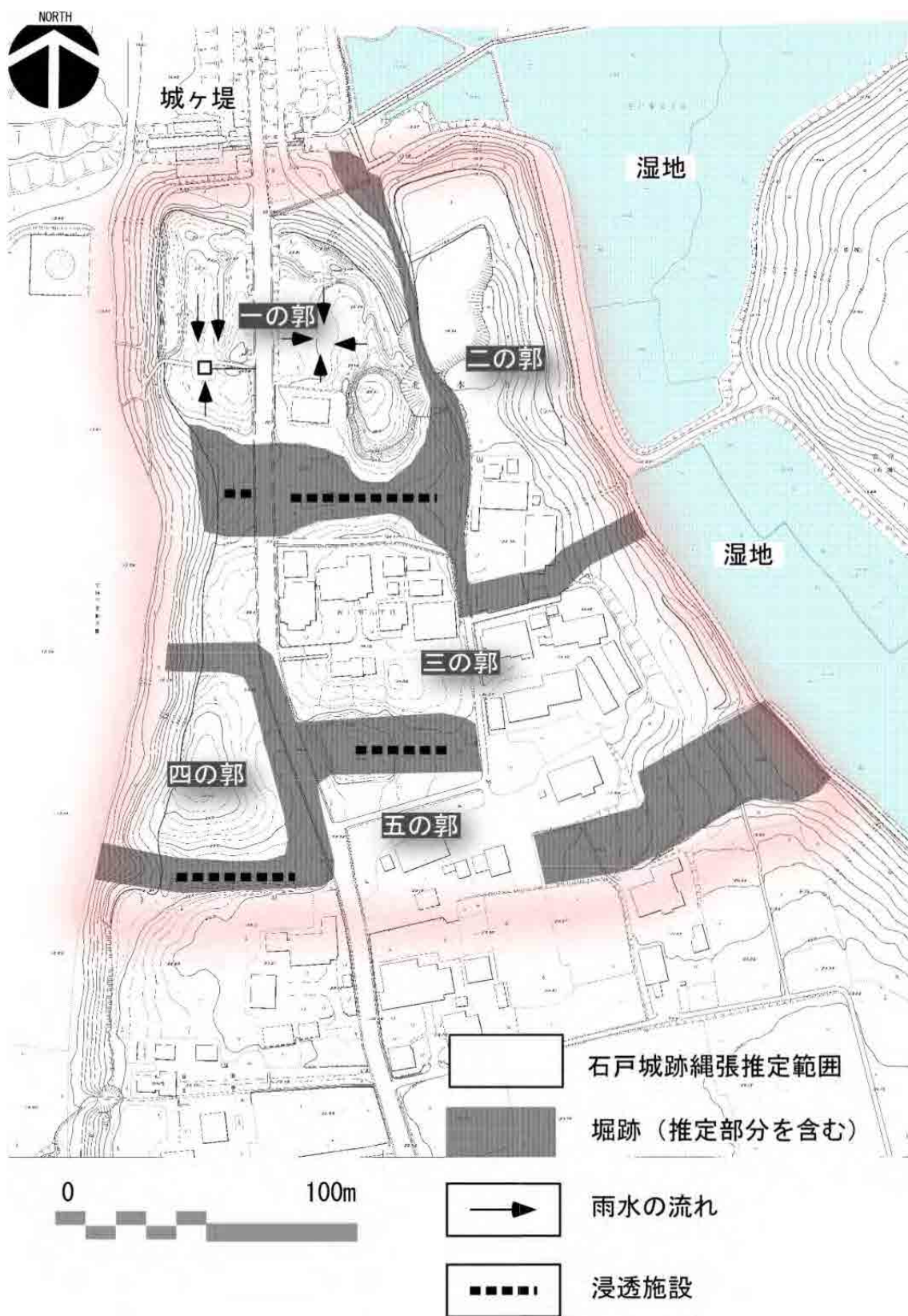
遺構の広場

- ・広場では樹木の間伐により、開けた空間が確保される。雨水処理は自然浸透を基本に、民家側や道路側に雨水が流失しないような施設の設置や造成を図る。

堀跡表示

- ・南辺の堀跡はその性格を表現するため、堀形状を視覚的に確認できるように造成する。また、堀底の仕上げは芝生とし、下部には単粒度碎石等より雨水の浸透を図る。
- ・四の郭の堀底整備では、堀底に暗渠排水管を埋設し、より排水性を高める。

■雨水の流れ



4-9 ゾーン整備とその他の整備内容

ここでは、先に設定したゾーンとその他整備について整理する。整備は土採り箇所、崩落箇所や堀底の園路設定以外は限定的な整備とし、主に遺構の規模を表示して、城跡全体の体感や理解につなげていく。

また、整備にあたっては発掘調査の検証成果に基づいた整備を行う。

導入広場

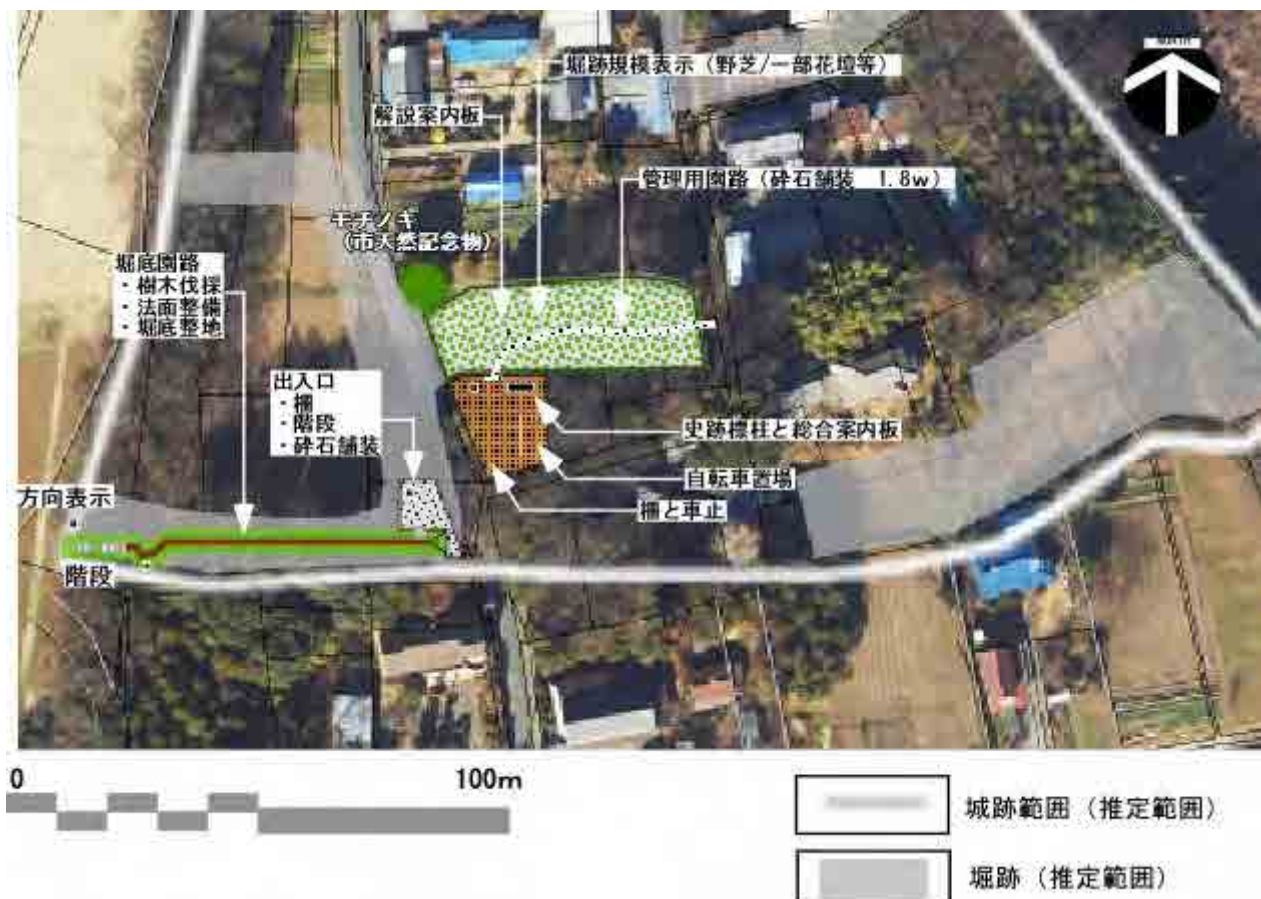
【遺構表示】一堀跡表示

- ・五の郭、北側の堀跡である。絵図等では囲障しているが、発掘調査でその範囲を確認する。整備は、堀の上幅の規模表示を芝等の地被類等で行い、その大きさを体感できるようにするが、あわせて表示する地被類を四季の草花等とし、地域と連携した維持管理を検討する場としていく。

【施設整備】

- ・来訪の導入部として、史跡標柱でその位置を知らせるほか、総合案内板の設置を行う。表示はイラスト等を用いた歴史情報により、分かりやすく石戸城の歴史や見所、周辺案内情報を伝えていく。
- ・城跡内は徒歩による見学であるが、ここまでのアクセスのひとつとして、自転車を想定する。そのため導入部には駐輪場を設置する

■導入広場 模式平面図（ベース写真は平成 23 年度撮影）



『歴史の風を体験するゾーン』

風の広場

【遺構表示】一堀跡表示

- ・一の郭南側の堀跡である。通称オオタニと伝承される範囲である。風の広場に面した側は、現状保存とし、低木にて規模範囲を表していく。

【施設整備】

- ・堀の斜面部にはスロープを設置し、一の郭への出入口としてする。また、出入口の安全対策として柵を設置する。
- ・郭内には、荒川沿いの歴史的な景観を望む展望の場を設ける。展望の場は休息機能を併用するためベンチを設けるほか、歴史的な案内ができる解説案内板を設置する。
- ・市道側の階段を設けるほか、飛び出しができないようにバリカーを設置する。

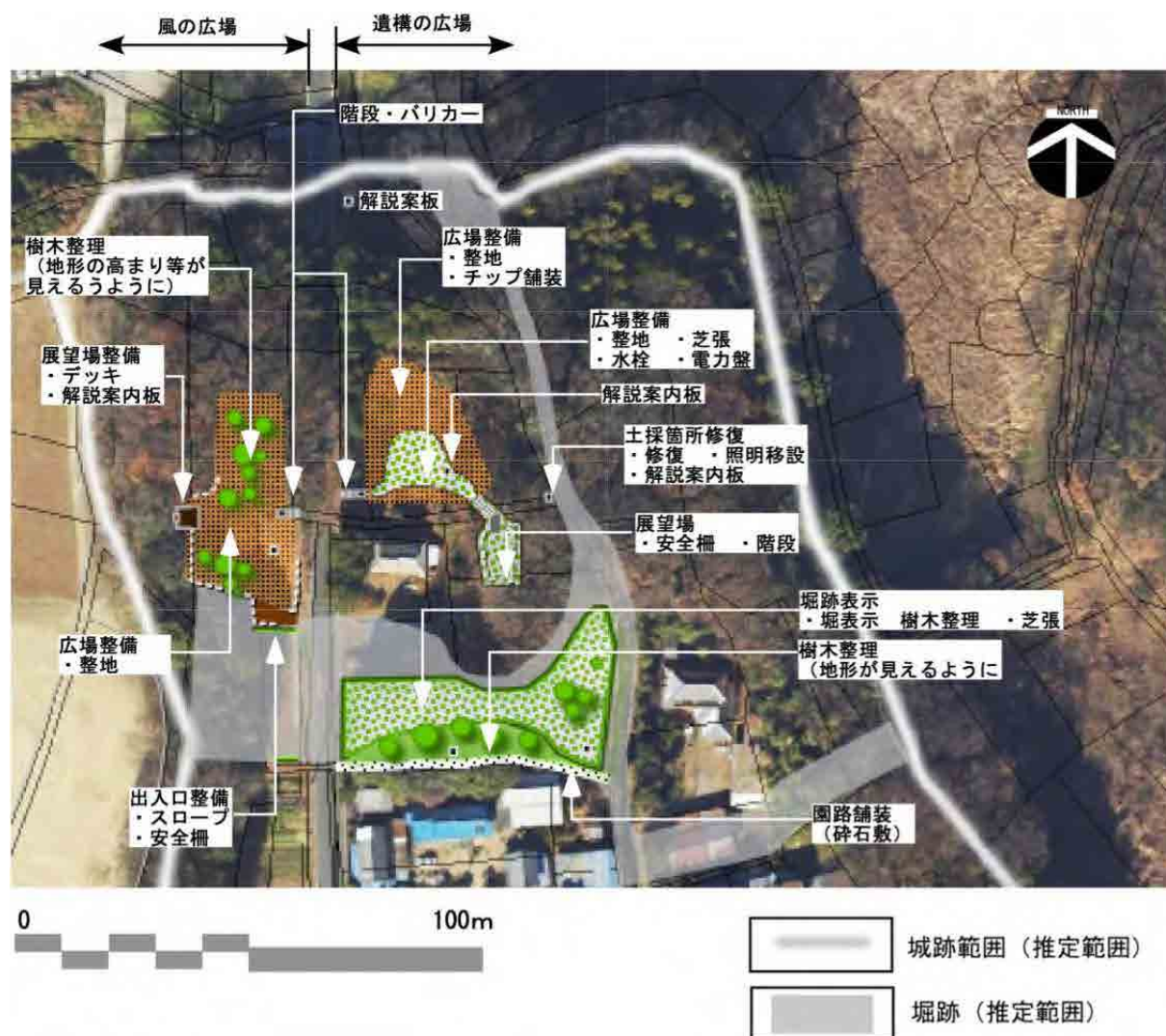
【樹木整備】

- ・郭内は林内散策が出来る程度の間伐を行うほか、南や西が開ける方向にオープンスペースを設ける。また、土塁遺構上の大きな系木は伐採して遺構保護を優先させていく。

【その他】

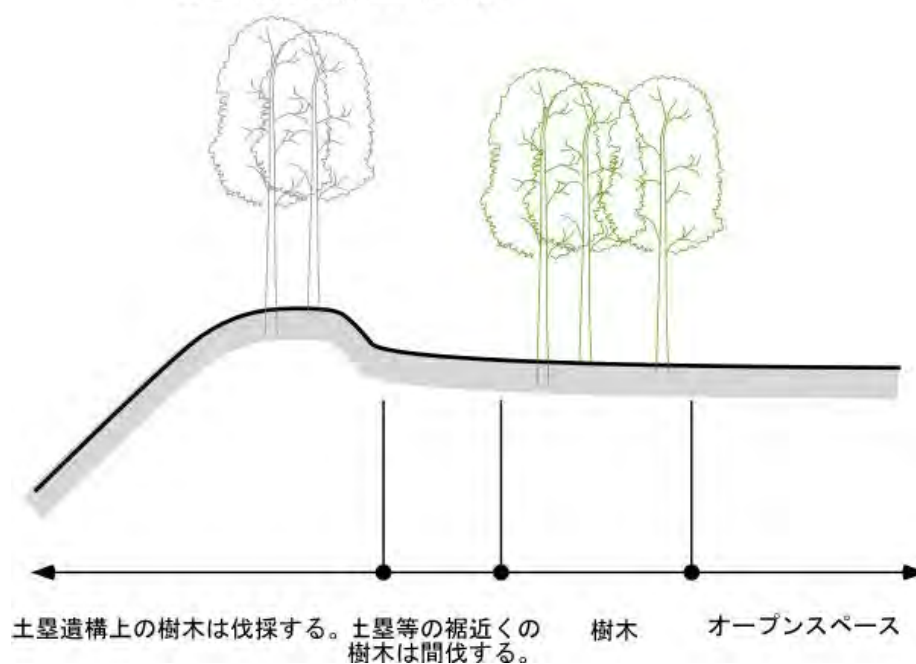
- ・地形の修理として、西側斜面につながる園路形状を撤去し、法面の修復を行う。
- ・西側斜面地に存在する通路は、天神下公園の利用と関連付けて利用がなされていたが、便益施設が移設されたため、通路は封鎖し利用は行わないこととする。
- ・この部分を含む広場の西側及び北側の一部は国有地等であり、土地利用にあたっては管理者と最終的な協議を行う必要がある。

■風の広場・遺構の広場 模式平面図（ベース写真は平成 23 年度撮影）

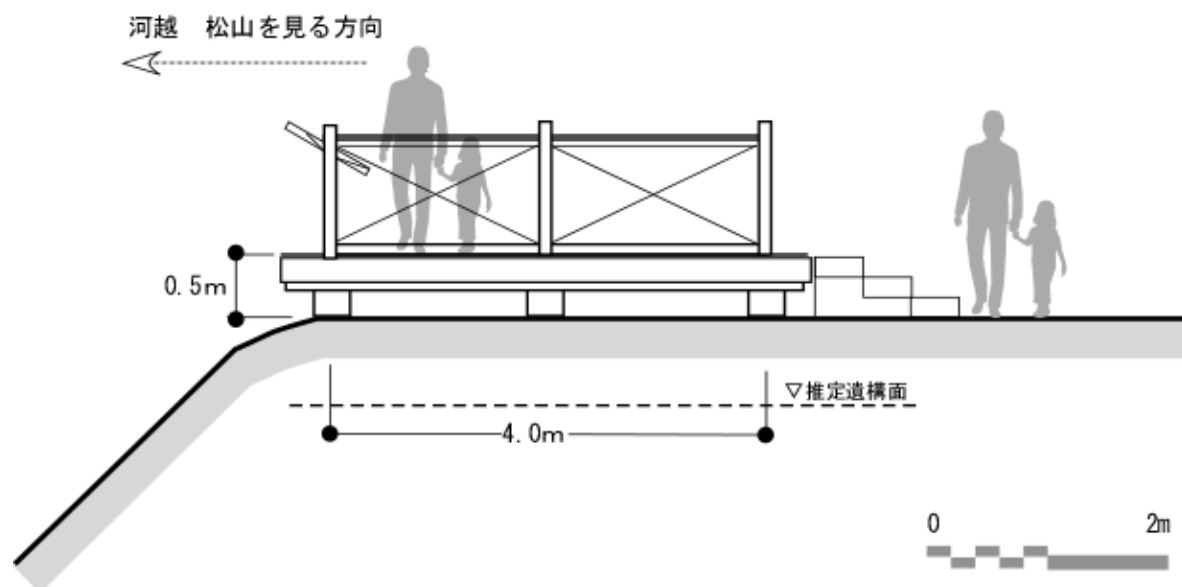


■樹木整理とオープンスペースイメージ

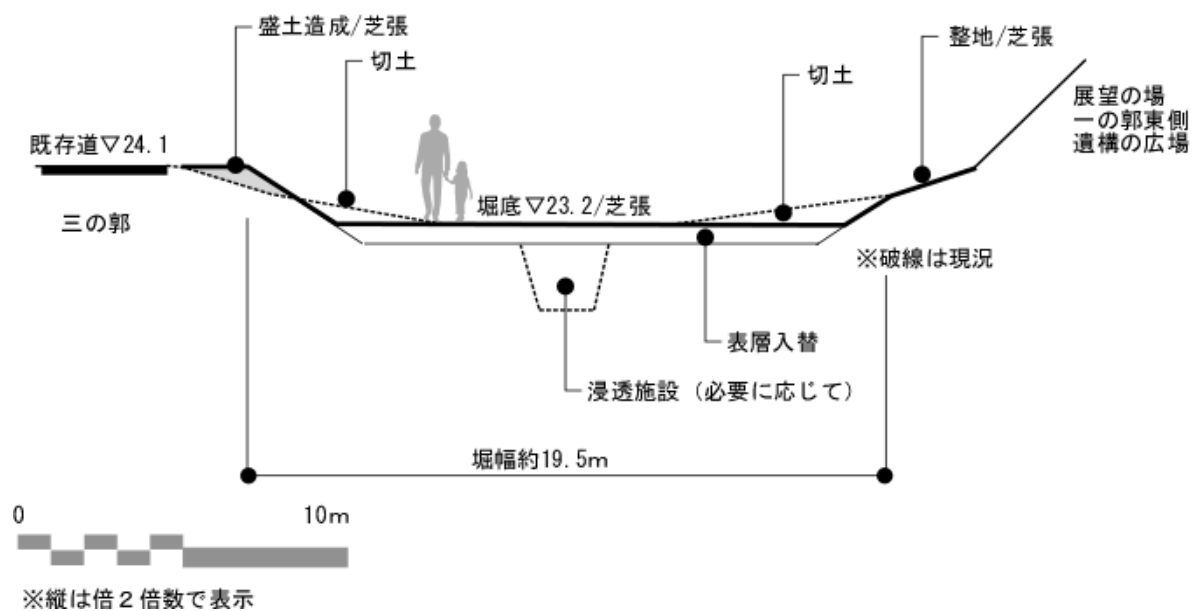
土塁遺構上の樹木は伐採する。



■展望の場



■堀跡整備



『歴史の風を体験するゾーン』

遺構の広場

【遺構表示】一堀跡表示

- ・一の郭南側の堀跡である。通称オオタニと伝承される範囲である。整備は発掘調査で確認された成果を反映させるが、堀の形状を表現することにより、一の郭法面との変化をつけ、縄張区分を明確にしていく。堀底の表示は芝とする。

【施設整備】

- ・広場への出入口として、市道沿いに階段を設け、広場側に飛び出しができないようにバリカーを設置する。
- ・郭内の南東に位置する土壇状の地形を展望の場とし、木柵等の設置し、見学時の安全対策を図る。
- ・ここには確認された遺構についての解説案内板を設置する。

【便益整備】

- ・ここには管理用の水栓（水飲み兼用）を設置し、オープンスペースの利用時の手洗い等とする。また、管理用として電力盤を設置する。

【樹木整備】

- ・遺構保存に配慮した間伐を行うが、民家側の樹木は残置し、プライバシーの保護を図る。

【その他】

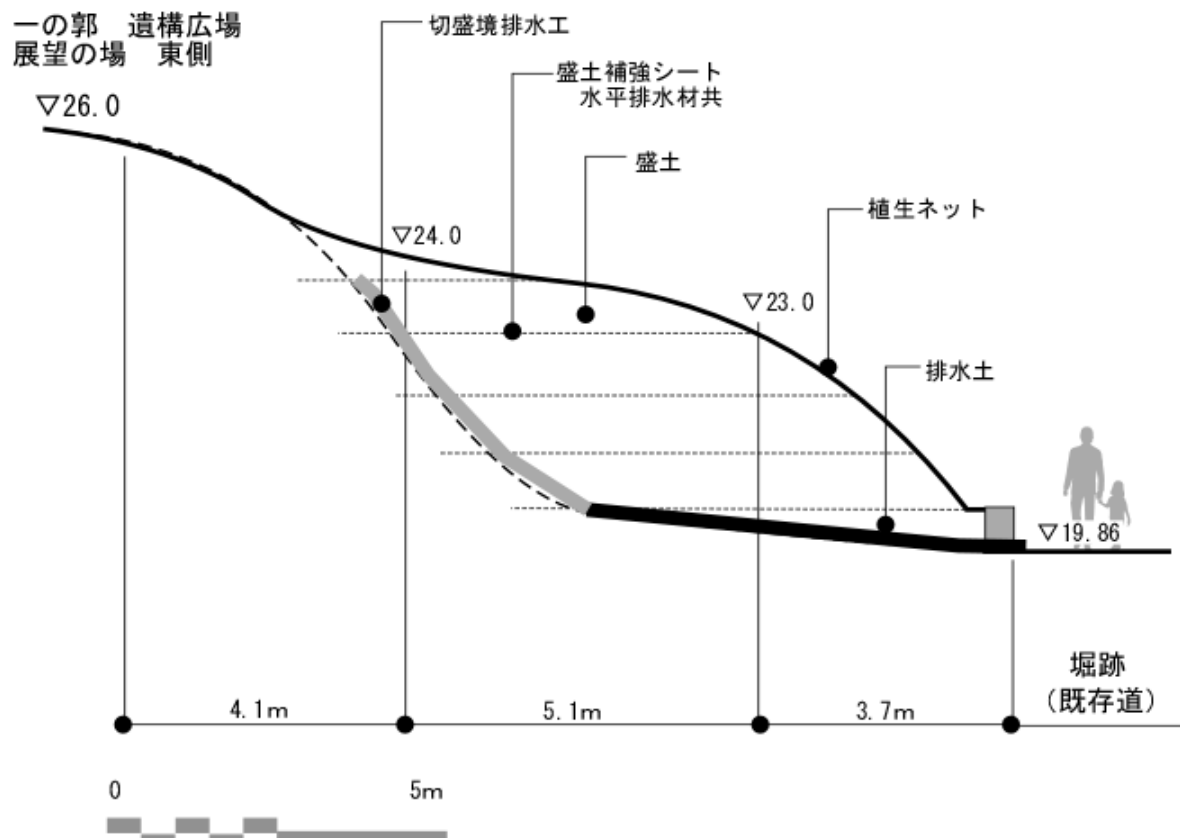
- ・東側斜面地の土採り箇所は、緊急修理対策として整備を行うが事前の発掘調査が必要である。また、修理対策に障害となる樹木の伐採を図り、急勾配の法面を形成していく。表面の仕上げは周辺の植生と違和感が生じないように自然の経年変化を期待する仕様とする。

工法・案 地盤補強シートや植生土嚢等を組み合わせた工法

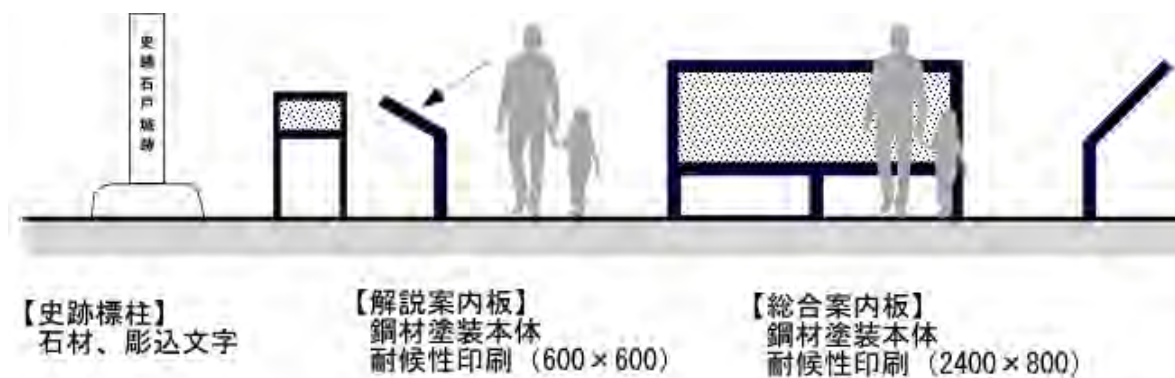
当面は補強シートの網が見えるが、土嚢から植生が生じることにより見えなくしていく。しかし、土嚢が生殖分解する仕様としても旺盛な地被類を期待することは難しい。

※広場の西側及び北側の一部は国有地等であり、土地利用にあたっては管理者との最終的な協議を行う必要がある。

■土採り箇所の整備



■解説案内板



四の郭 園路（堀底）の整備

【遺構表示】－堀跡表示

- 堀跡部の客土の除去により、郭南辺の位置を明確にしていく。堀形状は発掘調査で確認された成果を元に、深さや幅等は検証するが、部分的なものなので、浸透管が敷設でき、かつ人が見え隠れする程度の深さを基本とする。

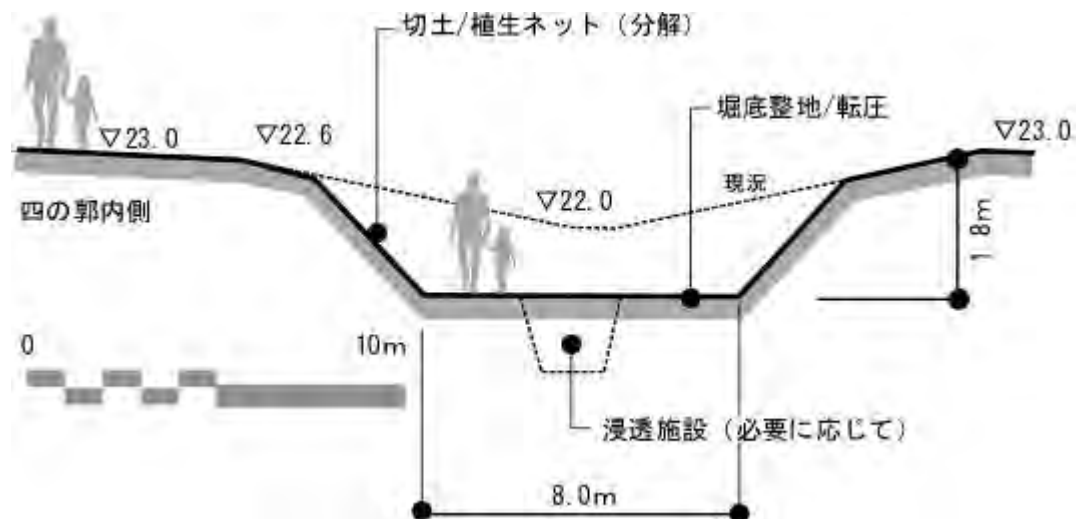
【施設整備】

- 市道から堀底に至る箇所と崖下に至る箇所に階段を設置する。
- ここには確認された遺構についての解説案内板を設置する。

【樹木整備】

- 堀底の樹木は整備に影響が生じる範囲において伐採を図る。

■堀跡整備（模式図）と天神下公園に至る園路整備の参考イメージ



施設整備の事例（埼玉県指定史跡滝の城跡）

5. 事業計画と今後の課題

5-1 管理運営計画

石戸城跡を継承していくためには、多くの市民に親しまれる城跡としていくことが重要である。そのため、城跡内の多様な資産を生かすと共に、城跡の整備や管理に地域住民や市民グループ等が参加できる仕組みづくりの構築が重要である。

- 城跡の管理は直営方式を基本とする。
- 史跡の維持管理においては、住民の方々の協力が不可欠となる。そのため、理地域住民や各種市民団体、NPO、民間等と連携を視野に入れた管理体制を検討する。
- 城跡の保存管理には市役所関係各課との共通認識の形成を図り、管理を進める。
- 多くの市民が城跡に触れられる様々な機会や媒体を通じたPRを検討する。

整備範囲の日常的な管理は次の体制で行う。

■実施体制

- ・担当は北本市教育委員会の文化財担当部署とする。
- ・北本市が地権者と協議して行う。
 - 除草、下刈、除伐、枝打、危険木や枯損木の除去
 - 見学のための施設の維持補修
 - 定期的な管理巡回
- ・ボランティアの導入に際しては、行政が地権者と協議していく。
- ・石戸城跡への共通理解が得られるように、関係機関や諸団体に対し、気軽に参加できる各種学習計画や交流体験等の開催を促していく。

5-2 事業計画

石戸城跡は「歴史の風を感じるゾーン」（一の郭）の他、四の郭の堀整備と五の郭には導入広場を整備して、限定的ながら供用していくことを検討した。

また、これら整備に先立ち緊急補修箇所や整備対象地の発掘調査による石戸城跡の解明を進めることを方針としている。

ここでは、限定的な供用開始を平成 27 年とした予定を提示する。

保存管理計画及び整備基本計画	平成 24 年度
発掘調査と整備の実施計画	平成 25 年度
（市史跡指定の推進、借地に関する調整等を合わせて行う）	
整備工事	平成 26 年度

5-3 今後の課題

保存管理計画の課題

■城跡範囲の検討

城跡の北側に残る腰郭状の地形や西の郭西側斜面地にある同様な地形は石戸城跡の価値を構成する要素である可能性がある。

また、推定される城跡範囲内には県有地や国有地が想定されている。保存管理区域はこれらを含んだものとしたが、今後の調査検討により城跡範囲の確定が必要である。

■史跡指定の推進

石戸城跡の市史跡指定を早期に進めていくことが重要な課題である。

■国や県等との合意形成が必要

現在の石戸城跡推定範囲中は国有地や県有地があるほか、西側には河川境界も定められている。今後の城跡範囲の確定に合わせて、国・県との協議が必要である。

整備活用の課題

■学校による地域学習との連携

整備の目標とした「石戸城て何？」を実践していくために、まず、発掘調査現場の公開や市内の小中学生には授業にも取り入れてもらうなどの積極的な公開活用が必要である。

これとあわせて、学習に寄与できる教材等を作成することにより、小中学校の来訪を促す。

■周辺諸施設との連携

周辺には高い集客力を持つ施設が点在している。城跡の活用においてはそれぞれの施設から石戸城跡への案内や行事を知らせる等の運営的な連携を図っていくことが必要である。

■将来的にはガイダンス要素を持つ施設が必要

石戸城に関わる歴史や今後調査されて明らかになる情報公開の場、あるいはボランティア等を受け入れる管理拠点として、ガイダンス施設等の必要性がうかがえる。

■調査の継続性

保存管理の継続性を課題とし、限定的な整備に係わる発掘調査の後には、石戸城跡の解明を目的とした本格的な発掘調査を進めていく。

■見学の安全性

城跡のほぼ中央には市道が敷設されている。この道路は大型車両の通行も多くあり、今後の整備に際しては、見学の安全対策を図るとともに、速度規制等も考慮した協議を進める必要がある。

石戸城跡保存管理計画書及び石戸城跡整備基本計画書

平成25年3月

編集・発行： 北本市教育委員会

〒364-8633 埼玉県北本市 1-111

TEL 048-594-5566